

長岡京市第2期教育振興基本計画

中間見直し(案)

令和7年12月

長岡京市教育委員会

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の改定にあたって | 1 |
| 1 計画改定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ・計画期間 | 3 |
| 3 中間見直しの策定体制 | 4 |
| 第2章 長岡京市の教育を取り巻く状況 | 5 |
| 1 社会情勢の変化 | 6 |
| 2 国の動向 | 9 |
| 3 京都府の動向 | 11 |
| 4 本市の動向(長岡京市第2期教育振興基本計画の進捗状況・成果と課題) | 11 |
| 第3章 長岡京市の教育が目指す姿 ※教育大綱 | 25 |
| 1 基本理念 | 26 |
| 2 目指す人間像 | 27 |
| 3 基本目標 | 29 |
| 4 施策の基礎となる視点 | 30 |
| 5 新たな教育の循環 | 32 |

第4章 今後5年間における施策の展開 34

| | |
|--|----|
| 1 基本目標1 子どもたちの「生きる力」の育成 | 35 |
| 2 基本目標2 持続可能な教育施策推進のための環境整備 | 46 |
| 3 基本目標3 生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり · | 51 |
| 4 基本目標4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進 | 61 |

第5章 計画の推進に向けて 65

| | |
|---------------------|----|
| 1 計画の周知と情報の発信 | 66 |
| 2 計画の推進と点検評価 | 66 |

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、令和3年3月に「長岡京市教育振興基本計画(第2期)」を策定し、「心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ 明日の長岡京を創る しなやかな人づくり」の基本理念のもと、「思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人」、「何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人」、「幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人」を本市の教育が目指す市民の姿としました。その実現に向けて令和3年度から10年間で目指す4つの基本目標を定め、一人一台端末の整備、不登校対応への支援体制整備、体育館への空調整備など様々な教育改革に取り組んできました。

しかし、本計画の策定後において、記録的な猛暑、地震や大雨などの自然災害の頻発、生成AIをはじめとするデジタル技術の進展など、教育を取り巻く状況に変化も見られるところです。

国においては、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画で、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の5つの基本方針と、16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示され、各施策が着実に推進されています。また、次期学習指導要領に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」の3つの方向性を踏まえた議論が進められています。

さらに、京都府教育委員会においては、第2期京都府教育振興プランの改定が進められているところです。

そこで、長岡京市教育委員会では、本計画に基づく施策の進捗状況・評価とともに、教育を取り巻く環境の変化、国や京都府の動向などを踏まえ、本計画が示す「基本理念、目指す人間像、基本目標」を継承しつつ、今後5年間で必要な施策を本計画に盛り込むため、中間改定を行うものです。

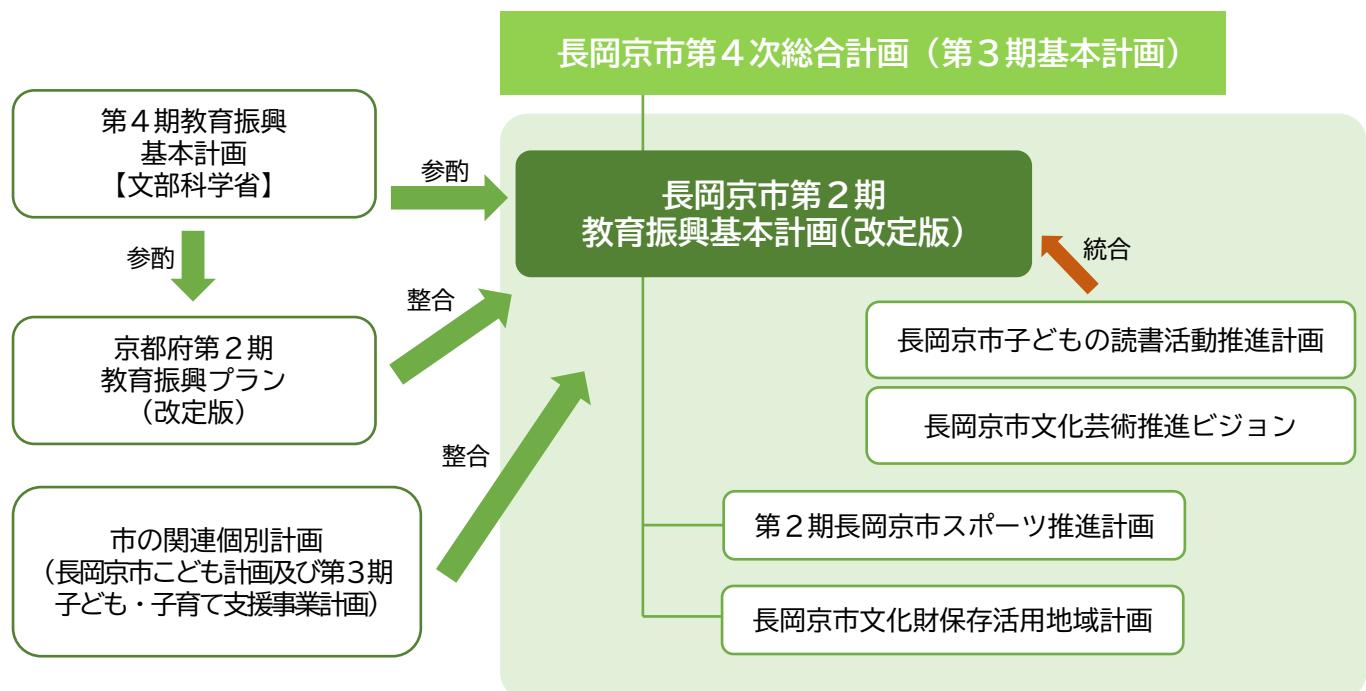
2 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定しています。

また、まちづくりの基本方針である「長岡市第4次総合計画」の方向性を踏まえた教育に関する分野別計画であり、他の本市関連計画とも整合性を図りながら施策を推進していくものです。

なお、今回の中間改定に合わせて、「長岡市子どもの読書活動推進計画」と「長岡市文化芸術推進ビジョン（地方文化芸術推進基本計画）」を本計画に統合し、他の教育分野との連携を図り、一層積極的に取り組んでまいります。



(2) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間であり、この度の中間見直しにより改定した計画は令和8年度から12年度の5年間を対象とします。

なお、社会状況の大きな変化などにより必要な場合は、適宜見直しを行うものとします。

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | | | | | | | | | |
| 長岡市第2期教育振興基本計画 | | | | | | | | | |
| | | | | 中間見直し | | | | | |

3 中間見直しの策定体制

（1）「長岡京市教育振興基本計画審議会」の設置

本計画の中間見直しに当たり、有識者、関係団体、公募市民など11名を長岡京市教育振興基本計画審議会委員として委嘱し、「長岡京市教育振興基本計画審議会」を設置し、計画の中間見直しについて審議しました。

（2）パブリックコメントの実施

中間見直し内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、令和7年12月から令和8年1月にかけて『長岡京市第2期教育振興基本計画中間見直し（案）』に対する意見募集（パブリックコメント）を実施します。

第2章 長岡京市の教育を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

○人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人団は、平成20（2008）年をピークとして減少傾向にあり、現在の生産年齢人口（15～64歳）は、2050年には2/3に減少すると推計されています。

本市では、総人口は緩やかに増加し、転入・転出もほぼ均衡していますが、将来的には、減少傾向に転じ、少子・高齢化が進むと考えられます。

こうした人口構成の変化が社会や市民の生活に与える影響を踏まえると、児童生徒や働き盛りの世代の人々そして高齢者がそれぞれの能力を生かし、力を合わせて、心豊かに安心して暮らせる地域や社会を次代に引き継ぐことのできるよう、環境の整備に努めることが重要となります。

○地域コミュニティの希薄化、社会の多様化、ウェルビーイングの向上

人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が起きています。

本市においても、核家族化の進行により、世代間交流の機会が減少するとともに地域活動参加への余裕がない人が増加しており、自治会加入者の減少や自治会未組織地域の増加がみられます。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

また、性の多様性、障がいの有無や家庭環境などに関わらず、多様性を認め合う共生社会の実現を目指す必要があります。

日本の社会・文化的背景を踏まえ、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識など協調的な要素を調和的・一体的に育み、「調和と強調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

○子どもの権利、子どもの貧困

民法・公職選挙法の改正により、成年年齢・選挙年齢が18歳に引き下げられ、さらに、子ども基本法の制定により、子どもが意見を表明し、社会に参加する権利などが保障されました。

一方、厚生労働省の調べによれば、日本の17歳以下の子どもの貧困率は11.5%（2021年）で、約8.7人に1人の子どもが貧困状態にあるともいわれています。「栄養バランスのとれた食事は、1日の中で給食しかない。」「高校や大学、専門学校に進学したいけれど、経済的な理由であきらめている。」といった、「相対的貧困（経済協力開発機構（OECD）の基準による）」の状態にあることで、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもがいます。

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもたちの健やかな成長を、社会全体で支えていかなければなりません。

○人生100年時代や超スマート社会の到来(DXやAIの進展)

誰もが幸せに、いつまでも生きがいをもって健康的な生活を送るために、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場があることが重要であり、人生100年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。また、「超スマート社会（Society5.0）」の到来が予測されるなか、さまざまな分野で人工知能（AI）

技術の活用が始まっています。

多様化・複雑化する時代を生きる子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主体的に社会にかかわり、自ら未来を切りひらいていくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力など、これからの中学生を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

○グローバル化の進展と持続可能な開発目標(SDGs)

経済活動が地球規模に広がり、私たちの生活は、海外の国や地域で起こる事象に、様々な形で影響を受けるようになっています。インターネットを通じたコミュニケーションが広く普及した現在、個人のレベルでも、物理的距離や時間的な隔たりを乗り越え、文化的な背景や言語の異なる人々とつながる機会が、飛躍的に拡大しました。そうした利便性を十分に享受するためには、外国語、とりわけ英語教育の充実とともに、異なる文化を理解し尊重する態度を身に付ける必要があります。

これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになっています。平成27年(2015年)9月の国連サミットで、2030年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs)が採択されており、これを受け、国は平成28年に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、持続可能で強靭な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進しています。

○情報リテラシーの必要性

現在は、第4次産業革命の時代と呼ばれています。技術の革新によってあらゆるものがインターネットにつながり、情報やデータがリアルタイムで交換・蓄積されるようになりました。スマートフォンに代表される情報通信機器は、暮らしを便利にする一方で、インターネット依存やSNSをきっかけとしたいじめやトラブルなど、以前にはなかった新たな課題を生んでいます。情報や情報機器を適切に扱えるよう、情報教育の充実の必要性が高まっています。

○激甚化する大規模自然災害や記録的猛暑、未知の感染症など、前例のない事態への対応

日本はもともと地震の多い国ですが、南海トラフ地震の30年以内の発生率が80%に引き上げられるなど、引き続き備えや対策を行うことが求められています。近年はその他にも、想定外の豪雨や台風による河川の決壊や地滑り等、大きな被害が生じており自然災害は激甚化の傾向にあります。また、夏季の気温が上昇し熱中症のリスクが高まっていることを受け、気候変動適応法が改正され、熱中症対策が強化されました。

令和2年には新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延したため緊急事態宣言が発令され、宣言の解除後も感染拡大防止のため、身体的距離の確保やテレワークの推進等の「新しい生活様式」が提唱され、社会のあらゆる分野で生活や活動の在り方が見直されました。

このように激甚化する大規模災害や記録的猛暑、未知の感染症の蔓延など、前例のない対応を求められることが今後も発生すると予想されるなかで、一人一人が自ら判断し、対応できる力を育むことがより一層求められています。

○VUCAの時代、国際情勢の不安定化

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の頭文字をとって「VUCA」の時代とも言われています。このような時代に対応する強靭さ(レジリエンス)を備えた社会を構築できるかが課題といえます。

第二次世界大戦が終結してから80年が経過しました。しかし、ロシアのウクライナ侵攻をはじめ、現在も世界各地で戦争が続いている状況において、平和の大切さをたゆまず継承していくことが求められています。子どもたちが、「平和」の大切さや「命」の尊さについて学ぶ機会の充実が必要であり、学習指導要領に基づき、平和教育に取り組まなければなりません。

2 国の動向

○第4期教育振興基本計画の策定

令和5年6月には第4期教育振興基本計画が策定され、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、以下の5つの方針により取組が整理されました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

<学校教育>

○学習指導要領の全面実施、次期学習指導要領に向けた議論が開始

学習指導要領が全面改訂され、小中学校では平成30年度から移行期間となり、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施となりました。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」や、「カリキュラム・マネジメントの確立」を重視し、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育んでいくことを目指しています。

また文部科学大臣から、令和6年12月25日に中央教育審議会に、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」が諮問され、次期学習指導要領に向けた議論が始まりました。

○学校における働き方改革、教師を取り巻く環境整備

中央教育審議会において、学校の組織運営体制の在り方、学校の労働安全衛生管理、勤務時間管理の徹底、時間外勤務の抑制に向けた制度的な措置等について審議が行われ、平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が示されました。

また、学校における働き方改革の更なる加速化、多様化・複雑化する教育課題への対応に向けた学校の指導・運営体制の充実、高度専門職である教師の職務の重要性にふさわしい待遇改善を総合的に推進するため、令和7年6月に給与特別措置法が改正されました。

教師一人一人や学校の取組も重要ですが、教育委員会、家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場でできる取組を直ちに実行することが求められています。

○「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来や、新型コロナウィルスの感染拡大など、先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、これまでの「日本型学校教育(生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行う教育)」が果たしてきた学校教育の役割を重視し、継承しながら、学校における働き方改革や、GIGA スクール構想の実現を加速・充実させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性が令和3年1月に中央教育審議会の答申として示されました。

<社会教育>

○社会教育法の改正

地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を実施する教育委員会における、地域住民などと学校との連携協力体制の整備などを目的として、社会教育法が平成29年3月に改正されました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

平成27年12月にとりまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年4月に改正されました。

○文化芸術基本法の改正

文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他 の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことや、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目的として、文化芸術基本法が平成29年6月に改正されました。

○文化財保護法の改正

無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定め、社会の変化に対応した文化財保護制度の整備を図ることを目的として、文化財保護法が令和4年4月に改正されました。

3 京都府の動向

○第2期京都府教育振興プラン

令和3年3月に第2期京都府教育振興プランが策定されました。

計画では、社会がどのように変化しようと自ら主体的に取り組み、未来の社会を担うことができる人間像を目指すため、「考える力」「つながる力」「創造する力」の3つを「はぐくみたい力」として示しています。

また、今期計画から新たに①学校強靭化、②個別最適化、③高校改革、④働き方改革の4つの視点を柱とした「ICTの活用」を施策の推進方策における重点アプローチとして位置付けています。

4 本市の動向

○長岡市第2期教育振興基本計画の進捗状況・成果と課題

長岡市第2期教育振興基本計画(令和3年度～令和12年度)では、「心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ 明日の長岡京を創る しなやかな人づくり」を基本理念に、4つの基本目標、11の基本施策を設定し、分野ごとの施策の方向性に基づく、様々な事業に取り組んできました。各施策分野の主な取組は着実に進められています。

ここでは、第2期計画の中間見直し時点における取組の進捗状況・成果と課題について記述します。

長岡市第2期教育振興基本計画の指標の推移

| 基本目標 | 基本施策 | 指標 | 計画策定期 R元 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------------|---------------|--|--|---|---|--|--|
| 「子どもたちの「生きる力」の育成 | (II) 学力の充実・向上 | 1 これまでに受けた授業で、課題の解決に向けて自分で考え取り組んでいたと考えている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小6) 76.2% (中3) 72.3% | (小6) 77.7% (中3) 85.7% | (小6) 73.4% (中3) 78.7% | (小6) 76.7% (中3) 79.1% | (小6) 77.3% (中3) 84.3% |
| | | 2 学校の友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできていると考えている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小6) 75.4% (中3) 73.7% | (小6) 79.2% (中3) 81.0% | (小6) 77.4% (中3) 78.2% | (小6) 79.9% (中3) 79.5% | (小6) 84.0% (中3) 87.3% |
| | | 3 全国学力・学習状況調査の正答数分布状況(平均正答数1/2以下の割合) | (小学6年生) 国語6.6% 算数3.6% (中学3年生) 国語7.0% 数学8.7% 英語3.8% | (小学6年生) 国語3.9% 算数4.2% (中学3年生) 国語4.3% 数学7.6% ※英語実施無し | (小学6年生) 国語7.2% 算数6.4% (中学3年生) 国語2.1% 数学9.8% ※英語実施無し | (小学6年生) 国語3.7% 算数7.5% (中学3年生) 国語5.1% 数学9.5% 英語9.5% | (小学6年生) 国語5.5% 算数7.3% (中学3年生) 国語8.1% 数学12.6% ※英語実施無し |
| | | 4 英語技能検定3級レベル相当以上の割合 | 43.5% | 55.3% | 51.9% | 44.9% | 61.9% |
| | | 5 京都府学力診断テスト質問紙調査における、「外国語(英語)の勉強は好きだった」の回答率 | 74.0% | 66.8% | ※質問項目無し | 54.5% | 56.1% |
| | | 6 外国人の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと考えている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小6) 64.6% (中3) 61.6% | ※質問項目無し | ※質問項目無し | (小6) 69.1% (中1) 64.7% | ※質問項目無し |

| | | | | | | | | |
|-----------------|----------------|----|---|---|--|--|--|--|
| 子どもたちの「生きる力」の育成 | (2) 心の教育の推進 | 7 | 児童生徒一人あたりの図書室図書の読書冊数 | (小)34.2 冊 (中) 5.8 冊 | (小)38.8 冊 (中) 6.6 冊 | (小)37.3 冊 (中) 6.5 冊 | (小)38.8 冊 (中) 5.5 冊 | (小)37.2 冊 (中) 5.7 冊 |
| | | 8 | 学校の授業時間以外の勉強時間が平日1日当たり30分に満たない子どもの割合(全国学力・学習状況調査) | (小)6) 7.4% (中)3) 19.7% | (小)6) 9.2% (中)3) 10.5% | (小)6) 18.0% (中)3) 15.6% | (小)6) 13.0% (中)3) 20.0% | (小)6) 17.6% (中)3) 16.9% |
| | | 9 | もうすぐ1年生事業に取り組む小学校数 | 10校 | 10校 | 10校 | 10校 | 10校 |
| | | 10 | 部活動の参観公開や小学校と教育活動の連携を行っている中学校数 | 4校 | 4校 | 4校 | 4校 | 4校 |
| | | 11 | これまで受けた道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいたと考えている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小)6) 81.7% (中)3) 75.9% | (小)6) 82.8% (中)3) 83.7% | (小)6) 77.8% (中)3) 86.7% | (小)6) 80.6% (中)3) 85.1% | (小)6) 88.3% (中)3) 90.3% |
| | | 12 | 学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小) 75.0% (中) 76.0% | (小) 72.2% (中) 74.4% | (小) 65.4% (中) 77.6% | (小) 70.6% (中) 73.3% | (小) 85.6% (中) 87.8% |
| | | 13 | 非行防止教室の開催状況 | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 90% (中) 100% | (小) 90% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% |
| | | 14 | 人権教育全体計画を作成し、これに基づき人権学習を実施している学校の割合 | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% |
| | | 15 | 人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている児童生徒の割合(京都府学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小)4) 95.0% (中)1) 98.0% (中)2) 97.0% | (小)4) 93.9% (中)1) 96.3% (中)2) 94.5% | ※質問項目無し | (小)4) 91.7% (中)1) 95.4% (中)2) 96.3% | (小)4) 91.3% (中)1) 96.7% (中)2) 93.6% |
| | (3) 健康・安全教育の推進 | 16 | 今住んでいる地域の自然や歴史について関心がある児童生徒の割合(京都府学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小)4) 66.0% (中)1) 63.0% (中)2) 33.0% | (小)4) 56.0% (中)1) 52.0% (中)2) 31.0% | ※質問項目無し | (小)4) 62.0% (中)1) 44.1% (中)2) 37.5% | (小)4) 65.0% (中)1) 45.0% (中)2) 34.4% |
| | | 17 | 薬物乱用防止教室を実施している学校の割合(学校保健等に関する調査) | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% |
| | | 18 | 朝食を毎日食べている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小) 96.5% (中) 94.5% | (小) 96.6% (中) 95.0% | (小) 95.0% (中) 93.9% | (小) 94.8% (中) 91.1% | (小) 94.2% (中) 91.7% |
| | | 19 | 防犯、交通安全教室を実施している学校の割合 | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% |
| | | 20 | 小学校通学路の安全点検対策調査の実施 | 全区校実施 | 全区校実施 | 全区校実施 | 全区校実施 | 全区校実施 |
| | | 21 | 学校給食(副食)の残食率 | (小) なし (中) 1.65% | (小) 1.6% (中) 2.3% | (小) 1.6% (中) 1.7% | (小) 1.4% (中) 1.5% | (小) 1.5% (中) 1.4% |
| | (4) きめ細かな支援の充実 | 22 | 体力・運動能力の総合評価D、E層の児童・生徒の割合(全国体力・運動能力・運動習慣等調査) | (小)5) 男子 26.3% 女子 25.9% (中)2) 男子 30.2% 女子 7.2% | (小)5) 男子 45.7% 女子 51.5% (中)2) 男子 30.8% 女子 14.1% | (小)5) 男子 38.6% 女子 31.1% (中)2) 男子 26.2% 女子 14.5% | (小)5) 男子 42.2% 女子 39.5% (中)2) 男子 26.0% 女子 15.2% | (小)5) 男子 41.2% 女子 36.8% (中)2) 男子 35.5% 女子 12.9% |
| | | 23 | 特別な支援を要する子どもに係る個別の指導計画が作成されている割合 | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% |
| | | 24 | 関係機関との連携、情報共有 | 連携、情報共有の実施 | 連携、情報共有の実施 | 連携、情報共有の実施 | 連携、情報共有の実施 | 連携、情報共有の実施 |
| | | 25 | 特別支援コーディネーターを中心とした校内指導の実施 | 指導の実施 | 指導の実施 | 指導の実施 | 指導の実施 | 指導の実施 |
| | | 26 | 教員は特別支援教育について理解し、児童の特性に応じた指導上の工夫を行っている学校的割合(全国学力・学習状況調査(学校質問紙)) | (小) 100% (中) 75% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% |
| | | 27 | 重大事案発生件数 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| | | 28 | いじめはどんな理由があってもいいことだと思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小) 98.7% (中) 95.9% | (小) 96.4% (中) 97.7% | (小) 96.1% (中) 96.3% | (小) 96.4% (中) 91.2% | (小) 96.7% (中) 94.6% |
| | | 29 | 学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小)6) 84.7% (中)3) 81.4% | (小)6) 81.3% (中)3) 86.0% | (小)6) 83.2% (中)3) 83.9% | (小)6) 82.9% (中)3) 80.5% | (小)6) 84.4% (中)3) 84.2% |

| | | | | | | | | |
|-------------------|----------------------------|----|--|-----------------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|
| 1 子どもたちの「生きる力」の育成 | (5) 変化の激しい時代を生き抜く力を育む教育の推進 | 30 | 将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導を行った学校の割合(全国学力・学習状況調査(学校質問紙)) | (小) 60% (中) 75% | (小) 70% (中) 100% | (小) 80% (中) 100% | (小) 90% (中) 100% | ※質問項目無し |
| | | 31 | 職場見学や職業体験を行った学校の割合(全国学力・学習状況調査(学校質問紙)) | (小) 100% (中) 100% | (小) 60% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 90% (中) 100% |
| | | 再掲 | 英語技能検定3級レベル相当以上の割合 | 43.5% | 55.3% | 51.9% | 44.9% | 61.9% |
| | | 再掲 | 京都府学力診断テスト質問紙調査における、「外国語(英語)の勉強は好きだった」の回答率 | 74.0% | 66.8% | ※質問項目無し | 54.5% | 56.1% |
| | | 再掲 | 外国人の人と友達になったり、外国のことについてもっと知つたりしてみたいと考えている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)) | (小) 64.6% (中) 61.6% | ※質問項目無し | ※質問項目無し | (小) 69.1% (中) 64.7% | ※質問項目無し |
| | | 32 | 授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思う児童生徒の割合 | 85.2% | ※質問項目無し | ※質問項目無し | / | / |
| | | 33 | ICT 機器の活用により学習課題の解決に向けて考えを深められたと思う児童生徒の割合 | (令和3年度) (小) 88.1% (中) 88.3% | / | / | (小) 90.3% (中) 92.5% | (小) 91.4% (中) 94.3% |
| | | 34 | 情報モラルの指導を実施している学校の割合(教育課程実施状況調査) | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% |

| 基本目標 | 基本施策 | 指標 | 計画策定期 R元 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
|-----------------------|-----------------|----|--|---------------------------------|----------------------|-----------------------|--|--|
| 2 持続可能な教育施策推進のための環境整備 | (6) 学びを支える環境の整備 | 35 | 日常的に学校全体で ICT を活用した授業を行っている学校の割合(全国学力・学習状況調査(学校質問紙)) | (小) 90% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 90% (中) 75% (小) 100% (中) 100% | |
| | | 36 | 就学援助支援事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| | | 37 | 特別教室の空調設置率 | (令和2年度) 63.8% | 67.0% | 78.0% | 100% | |
| | | 38 | 体育館・武道場の空調整備の進捗状況 | - | / | / | 整備方針検討・策定 実施設計・整備 | |
| | | 39 | 長岡第四小学校再整備の進捗状況 | (令和2年度) 基本設計 | 実施設計 | 校舎工事 | 校舎工事 体育館等工事 | |
| | | 40 | 長岡第三小学校再整備の進捗状況 | (令和2年度) 配置検討 | 配置検討 | 埋文調査(試掘) 耐力度調査 | 基本設計 基本設計・実施設計 | |
| | | 41 | 1ヶ月の時間外勤務が80時間以上の教職員の割合 | 17.2% | 14.5% | 13.4% | 9.3% 10.1% | |
| (7) よりよい学校づくりの推進 | | 42 | 研修の受講者評価(満足と回答した比率) | 86.7% | 95.7% | 97.2% | 97.3% 95.9% | |
| | | 43 | 地域関係者を評議員に入れている学校の割合 | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | / | / | |
| | | 44 | 学校運営協議会を設置している学校の割合 | (令和4年度) (小) 100% (中) 100% | / | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% (小) 100% (中) 100% | |
| | | 45 | 教育活動に必要な地域などの資源を活用している学校の割合(全国学力・学習状況調査(学校質問紙)) | (小) 100% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% | (小) 80.0% (中) 100% | (小) 100% (中) 100% (小) 90.0% (中) 75.0% | |

| 基本目標 | 基本施策 | 指標 | 計画策定期 R元 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------------------|------------------------------------|--|---|--|--|--|--|
| 3 生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進 | (8) 生涯を通じた多様な学びの充実による豊かな人づくり、地域づくり | 46 公民館主催講座の参加者数(児童室一般開放を除く) | 6,013人 | 3,877人 | 5,099人 | 5,119人 | 4,956人 |
| | | 47 中央生涯学習センター貸室利用率 | 48.7% | 30.1% | 40.9% | 43.6% | 46.2% |
| | | 48 社会教育活動支援団体数(補助金交付団体数) | 13団体 | 12団体 | 11団体 | 11団体 | 11団体 |
| | | 49 公民館(社会教育ホール)登録団体件数 | ※令和2年 8月末現在 166団体 | 182団体 | 190団体 | 155団体 | 168団体 |
| | | 50 公民館(社会教育ホール)登録団体による利用件数【児童室・焼成炉室除く】 | 2,869件 | 1,921件 | 2,678件 | 2,802件 | 2,672件 |
| | | 51 1冊あたりの年間稼働率(回転数) | 1.58回 | 1.72回 | 1.70回 | 1.70回 | 1.69回 |
| | | 再掲 児童生徒一人あたりの図書室図書の読書冊数 | (小)34.2冊 (中)5.8冊 | (小)38.8冊 (中)6.6冊 | (小)37.3冊 (中)6.5冊 | (小)38.8冊 (中)5.5冊 | (小)37.2冊 (中)5.7冊 |
| | | 52 人権啓発事業への参加者数 | 6,152人 | 4,916人 | 5,496人 | 5,427人 | 5,654人 |
| | | 再掲 人権教育全体計画を作成し、これに基づき人権学習を実施している学校の割合 | (小)100% (中)100% | (小)100% (中)100% | (小)100% (中)100% | (小)100% (中)100% | (小)100% (中)100% |
| | (9) 文化・スポーツの振興と文化財の保存用 | 53 長岡京芸術劇場の事業数 | 21事業 | 12事業 | 18事業 | 22事業 | 22事業 |
| | | 54 文化活動団体事業における参加者数(出品者、出演者、鑑賞者) | 7,092人 | 3,876人 | 7,854人 | 8,058人 | 7,193人 |
| | | 55 総合型地域スポーツクラブの設立数 | 8小学校区 | 8小学校区 | 8小学校区 | 8小学校区 | 8小学校区 |
| | | 56 学校開放・夜間照明利用件数 | 9,212件 | 5,038件 | 9,563件 | 10,099件 | 9,721件 |
| | | 57 体育館等施設利用者数(西山公園体育館・スポーツセンター) | 268,232人 | 153,657人 | 196,762人 | 206,842人 | 250,350人 |
| | | 再掲 体力・運動能力の総合評価 D,E層の児童・生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査) | (小5) 男子 26.3% 女子 25.9% (中2) 男子 30.2% 女子 7.2% | (小5) 男子 45.7% 女子 51.5% (中2) 男子 30.8% 女子 14.1% | (小5) 男子 38.6% 女子 31.1% (中2) 男子 26.2% 女子 14.5% | (小5) 男子 42.2% 女子 39.5% (中2) 男子 26.0% 女子 15.2% | (小5) 男子 41.2% 女子 36.8% (中2) 男子 35.5% 女子 12.9% |
| | 58 文化財保存活用地域計画の策定、新庁舎での歴史資料の展示公開 | - | 長岡京市文化財保存活用地域計画の素案作成 | 長岡京市文化財保存活用地域計画の作成 | 新庁舎歴史資料展示室基本計画(案)の作成 | 新庁舎歴史資料展示室の設計業務 | 新庁舎歴史資料展示室の設計業務 |

| 基本目標 | 基本施策 | 指標 | 計画策定期 R元 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------------------------|----------------------------|--|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進 | (10) 家庭・地域・学校の連携協働による教育の充実 | 59 地域の育成組織の事業における来場者・参加者数 | 1,986人 | 356人 | 1,933人 | 1,905人 | 1,461人 |
| | | 60 すくすく教室における1教室当たりの参加児童数 | 21人 | 26人 | 16人 | 16人 | 17人 |
| | | 61 家庭教育に関する講座等の情報提供 | 情報提供の実施 | 情報提供の実施 | 情報提供の実施 | 情報提供の実施 | 情報提供の実施 |
| | | 62 教育相談の実施 | 教育相談の実施 | 教育相談の実施 | 教育相談の実施 | 教育相談の実施 | 教育相談の実施 |
| | | 63 児童館利用者の満足度(乳幼児親子) | 78.0% | 92.0% | 88.0% | 97.0% | 96.0% |
| | | 64 総来館者数(乳幼児親子) | 4,744人 | 485人 | 1,360人 | 2,400人 | 2,563人 |
| | | 再掲 学校の授業時間以外の勉強時間が平日1日当たり30分に満たない子どもの割合(全国学力・学習状況調査) | (小6) 7.4% (中3) 19.7% | (小6) 9.2% (中3) 10.5% | (小6) 18.0% (中3) 15.6% | (小6) 13.0% (中3) 20.0% | (小6) 17.6% (中3) 16.9% |
| | (11) 育む場の充実に子どもを健全に | 65 狹隘化・老朽化した施設の整備 | - | - | 九小整備完了 | 四小整備完了 | - |
| | | 66 児童館利用者の満足度(乳幼児親子以外) | 78.0% | 74.0%(注) | 90.0% | 87.0% | 94.0% |
| | | 67 総来館者数(乳幼児親子以外) | 10,111人 | 1,650人 | 3,476人 | 6,444人 | 11,401人 |

基本目標1 子どもたちの「生きる力」の育成 施策(1)～(5)

進捗状況・成果と課題

基本施策(1) 学力の充実・向上

① 主体的に学ぶ子どもの育成

・主体的・対話的で深い学びを目指す授業づくり

課題解決に向けて子どもたち同士が話し合う活動や教科等横断的な学習、体験的な活動を行うことにより、主体的に思考・表現する学びを進めてきました。今後も「主体的に思考・表現する学習」や「子ども同士が協働し、学び合う活動」を進めていく必要があります。

・教科学習の充実と指導方法の調査研究

研究指定校による公開授業や研究発表会を行い、教職員の指導力向上を図りました。基礎基本の学力が定着していない児童生徒や、特別な支援・配慮が必要な児童生徒に対し、今後も個別の指導・支援を充実させるための手立ての検討に努めます。

・英語(外国語活動・外国語)と国際理解教育の推進

英語専科教員やAETと連携して指導することで、よりきめ細やかで充実した外国語教育を実施できました。米国短期交換留学事業や、英語技能検定の受検料助成制度等、授業以外の事業を積極的に推進していく必要があります。

・読書活動の充実(小・中学校)

学校図書館司書の配置により、日々の読み聞かせや図書館環境の整備等の取組を通して、児童生徒の読書活動の充実が図られました。年齢が上がるほど読書冊数が減少する傾向や、読書する・しないの二極化が進んでいくことに対し、引き続き図書館環境整備や読書に関する啓発活動に努める必要があります。

・家庭における学習習慣の確立(小・中学校)

家庭学習の大切さや意義を伝え、宿題や課題を通して学習内容の定着を図りました。生活習慣や学習習慣の改善について、家庭への理解啓発を図るとともに、学力低位層の児童生徒の個々の状況の把握と対応が必要です。

② 育ちと学びをつなぐ教育の推進

・就学前・小学校・中学校の連携推進

保幼小間の交流や体験をより充実させ、接続期の取組を進めています。”体験”にとどまらず、保育・教育内容がより一貫したつながりを持つよう、接続期のカリキュラムを充実させることが必要です。また、学校選択制や小中連携の取組をより充実させ、小学校から中学校へのスムーズな接続を行う必要があります。

基本施策(2) 心の教育の推進

① 道徳性を育む教育の推進

・道徳教育の充実

子どもの道徳性を育むため、道徳の学習だけでなく、教育活動全体での実践的な取組を推進するとともに、参観日の授業公開や学校だよりでの情報発信を通して、地域社会や家庭との連携による道徳的実践力の育成も重要です。

・実態に即した生徒指導(学級経営等)

教科の学習や学級活動、学校行事等での取組を通して、児童生徒の関係づくりの育成を図っています。引き続き複雑化・多様化する課題に対して、各校での実態把握と適切な指導、関係機関との連携が必要です。

・人権教育の充実(小・中学校)

全小中学校で人権教育全体計画を作成し、各学年の実態に合わせた取組内容を実施することができました。様々な学校行事や教育活動を通して、人の気持ちを分かることや信頼関係づくりの大切さを実感する機会の充実が求められます。

② 豊かな人間性を育む体験活動の推進

・体験活動の充実

小中学校美術展や中学校吹奏楽部の定期演奏会を開催しました。各校で地域の自然や歴史、特産物に触れる取組を実施しました。児童生徒が地域の自然や歴史等により関心を持てるよう、実地での見学や体験活動等、芸術や自然・歴史に直接触れる機会の確保が必要です。

基本施策(3) 健康・安全教育の推進

① 健康教育・安全教育・食育の推進

・健康教育の推進

警察による薬物乱用防止教室等を活用し、発達段階に応じた指導を行っています。また、生活習慣の定着に向け、朝食を食べることの大切さについて引き続き家庭と連携して啓発する必要があります。

・安全教育(防犯・交通安全)及び防災教育の推進

学校及び、関係機関による通学指導を定期的に実施しました。また、避難訓練についても計画的に実施することができており、児童生徒の危機回避能力の向上に繋がっています。外部講師等も活用しながら、防犯・交通安全・防災に関する意識づけをより一層図る必要があります。

・安全管理の充実

学校における保健管理や、定期的な施設・設備の安全点検等を確実に実施することができました。また、危機管理マニュアルの作成や学校安全計画についても、学校への呼びかけにより推進することができました。通学路の安全対策については、毎年、学校や関係機関との連携のもと、きめ細かに安全対策調査を実施のうえ、対策を講じることができました。また、対策が困難な箇所についても、長期的な視点で、改善に向けて関係機関と協議を重ねることができます。

・食育の推進と安全安心な給食の提供

学校給食を生きた食材として、食育に取り組みました。また、栄養教諭が教職員や調理委託業者と連携することで、食物アレルギー対応や事故防止に取り組み、安全で安心かつ栄養バランスのよい給食を提供することができました。

② 体力向上の取組の推進

・学校体育・スポーツ活動の推進(小・中学校)

外部講師を招聘した部活動の実施や各種補助金の交付等を行い、部活動の充実に取り組んでいます。また、児童生徒の運動習慣や体力向上につながるよう、体育の授業内容の充実が求められます。

基本施策(4) きめ細かな支援の充実

① 特別支援教育の推進

・特別支援教育の充実

各校に特別支援教育支援員、学力向上サポーター等を配置し、児童生徒それぞれの教育ニーズに合ったきめ細かな支援を行っています。引き続き、個別の教育支援計画の充実を図り、保護者と連携した支援が必要です。

・関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援

巡回相談を通して専門的な指導助言を受けるほか、就学相談では発達検査を適宜実施するなどし、児童生徒への適切な支援につなげています。引き続き、関係機関と連携・情報共有を図り、必要な支援を早期かつ適切に行うことが必要です。

・学校における指導体制及び学習環境の充実

特別支援学級担任会や通級指導者担当者会議を定期的に実施し、専門性の高い人材育成と指導力向上に取り組んでいます。引き続き、特別支援コーディネーターを中心とした研修の実施や特別支援教育に対する教職員全体の理解と指導力の向上が求められます。

② 教育的支援が必要な子どもへの相談・支援体制の充実

・いじめの問題等への対策

各校ではいじめ事象に対し「いじめ防止対策推進委員会」を中心に組織的に取り組んでいます。引き続き、いじめ等対策指導員やスクールカウンセラー等との連携、校内研修の実施、関係機関との情報共有・連携を通して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応が必要です

・教育的支援が必要な子どもへの支援体制整備

教育相談件数及びアゼリアひろばの入級児童生徒数が増加傾向であり、ここ数年、支援体制の強化を図っています。令和5年度より、不登校研究部門の設置、校内教育支援センターの整備、心と体の健康観察アプリの試行導入などを行い、主に不登校対策を強化してきました。今後は、心と体の健康観察アプリの本格導入や不登校研究部門での取組みを通して、不登校の未然防止の取組の充実を図る必要があります。

基本施策(5) 変化の激しい時代を生き抜く力を育む教育の推進

① キャリア教育の推進

・キャリア教育の推進

すべての小中学校において、体験活動や出前授業等を実施し、地域や社会で活躍している方々から直接学ぶ機会をつくりました。児童生徒が学びに向かう力を高め、自ら進路を切り拓くために必要な実践力を身に付けられるよう、教科等の学習や体験的な活動等をさらに充実させる必要があります。

② グローバル化など社会の変化に対応した教育の推進

・【再掲】英語(外国語活動・外国語)と国際理解教育の推進

英語専科教員や AET と連携して指導することで、よりきめ細やかで充実した外国語教育を実施できました。米国短期交換留学事業や、英語技能検定の受検料助成制度等、授業以外の事業についてもより一層推進していく必要があります。

・プログラミング教育・ICT を活用した教育の推進及び情報活用能力の育成

1人1台タブレット端末の導入から4年が経過し、各校では ICT を活用した授業が定着してきています。また、各校では発達段階に応じた情報モラル教育を実施しており、引き続き、児童生徒が個々の学びを深められるよう質の高い授業づくりが求められています。

基本目標2 持続可能な教育施策推進のための環境整備 施策(6)～(7)

進捗状況・成果と課題

基本施策(6) 学びを支える環境の整備

① 学習環境等の整備・充実

・指導内容に対応した教材、備品の配備

授業支援ソフトやデジタル教科書等の各種教材、大型モニターなどの教育用備品等を配備しています。各機器の老朽化への継続的な対応が必要です。

・就学や進学に対する支援体制の充実

経済的な理由により就学困難な子どもの保護者に対し、就学援助制度の周知や、高等学校等への進学が困難な家庭に対する奨学金に関する情報提供を、継続的に行うことができました。特に、就学援助制度では、申請方法や周知方法の改善・拡充に取り組んでいます(オンライン申請・新規案内チラシの作成)。

② 学校施設等の整備・充実

・学校施設安全快適整備

令和3年度に特別教室11校44教室において空調工事が完了し、令和5年度からは、体育館・武道場の空調整備を計画的に進めています。また、体育館・武道場照明のLED化工事に取り組み、環境負荷を低減することができました。今後は、校舎等の照明LED化等を進めることで、学校施設の省エネ化・高効率化を図る必要があります。

・学校施設再整備事業

長岡第四小学校再整備は、令和8年3月の工事完了へ向けて、学校と連携しながら再整備を実施しています。長岡第三小学校再整備は、令和7年度の工事着工へ向け、学校や地域の要望を踏まえながら、基本設計及び実施設計に取組んでいます。

③ 教職員にとって働きがいのある環境づくり

・持続可能な学校指導体制の環境整備

学校教育支援員の配置やICT活用による効率化、保護者連絡システムの導入等により教職員の長時間労働の改善に取り組んでいます。保護者対応などの課題に対して一人で抱え込むことなく組織的に対応できる学校体制が求められています。

基本施策(7) よりよい学校づくりの推進

① 教職員の資質能力の向上

・教職員研修事業

今日的な課題や長岡市の課題に則した研修テーマの設定を行いました。また、オンラインでの研修やOJTによる研修など、多様な研修機会の充実を行いました。今後は、教員一人一人の研修意識を高めることができます。

② 開かれた学校づくり

・地域とともにある学校づくり

令和4年度より設置を開始した学校運営協議会を継続的に設置し、学校と地域が協働することにより、学校運営をより円滑に行うことができています。また、学校だよりやホームページに学校での活動を掲載することにより、地域に開かれた学校づくりを行うことができます。

・外部人材の活用

外部講師や地域の方々による出前授業やボランティア支援、校内研修等を実施し、教職員の専門性を高めるとともに、地域に開かれた学校づくりにつながっています。引き続き、より多くの方に協力いただけるよう地域との連携と周知・啓発が必要です。

基本目標3 生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり 施策(8)～(9)

進捗状況・成果と課題

基本施策(8) 生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進

① 生涯を通じた学びの機会の充実

・公民館市民講座開設事業

市民企画講座が市民に認知され、応募企画数の増加とともに、分野も多岐にわたるものとなりました。一方でサークル活動に貸し出す枠が少なくなる恐れがあるため、応募企画の審査など、市民企画講座とサークル活動がうまく共存できる手法を検討します。

・中央生涯学習センター事業

指定管理者の自主事業として講座やイベントを積極的に行い、コロナ禍で低下した貸室利用率は回復傾向にありますが、コロナ前には戻っていません。引き続き、市民の学びのきっかけづくりとなる事業を展開する必要があります。また、施設や備品の老朽化に伴い、空調や備品の更新、照明のLED化を実施しましたが、開館から20年が経ち、今後も必要な修繕や更新を行う必要があります。

② 地域に広がる学びへの支援

・社会教育推進事業

社会教育関係団体に補助金を交付し、活動費を支援した他、会議や研修において、校区どうしの情報共有、意見交換の機会を設けるなどの支援も行いました。今後も、社会教育団体への支援を通じ、地域活動全体を支援していく必要があります。

・【再掲】公民館市民講座開設事業

市民企画講座が市民に認知され、応募企画数の増加とともに、分野も多岐にわたるものとなりました。一方でサークル活動に貸し出す枠が少くなる恐れがあるため、応募企画の審査など、市民企画講座とサークル活動がうまく共存できる手法を検討します。

・各種団体サークル等活動支援事業

3年毎の団体登録更新時期があり、コロナ禍で活動を休止したり、会員の高齢化に伴い多数の団体が退会したため、登録件数は減少しました。公民館を認知してもらえるよう各種講座等を実施するとともに、来館時にサークル活動の見学が気軽できるよう「見学歓迎」等の掲示を行い、会員確保につなげていきます。その他、公民館を会場とした行政イベント等の機会を活用し、サークルの紹介を行っていきます。

③ 人を育む読書活動の推進

・図書館サービスの推進・充実

図書館では、蔵書の充実を図るとともに、様々な年代に応じた読書推進イベントを定期的に開催するなど、本に触れる機会、読書に親しむ機会の提供を積極的に行い、乳幼児から高齢者まで、幅広い世代に図書館を利用させていただいている。しかしながら、施設の老朽化に加え、変化する市民ニーズに対応した図書館環境の整備が重要な課題です。

・【再掲】読書活動の充実(小・中学校)

学校図書館司書の配置により、日々の読み聞かせや図書館環境の整備等の取組を通して、児童生徒の読書活動の充実が図られました。年齢が上がるほど読書冊数が減少する傾向や、読書する・しないの二極化が進んでいくことに対し、引き続き図書館環境整備や読書に関する啓発活動に努める必要があります。

④ 人権教育・多様性への理解の推進

・人権教育・啓発推進事業

人権問題研究市民集会の開催形式を、表彰式や講演からワークショップ形式へ変更しました。人権について学びながら、障がい者スポーツや、ものづくりを体験することのできる参加型の企画を取り入れたことで、より多くの方に参加いただくことができました。引き続き、多くの方に人権について考えていただくことができる機会を設け、事業への参加者を増やすことが課題です。

・【再掲】人権教育の充実(小・中学校)

全小中学校で人権教育全体計画を作成し、各学年の実態に合わせた取組内容を実施することができました。様々な学校行事や教育活動を通して、人の気持ちを分かることや信頼関係づくりの大切さを実感する機会の充実が求められます。

基本施策(9) 文化・スポーツの振興と文化財の保存活用

① 文化・芸術の振興

・長岡京芸術劇場推進事業

コロナ禍で事業の中止や入場制限を余儀なくされる時期もありましたが、長岡京芸術劇場事業では、「長岡京駅前広場コンサート」、「長岡京芸術劇場実行委員会主催事業」などの多彩な事業を実施し、質の高い文化芸術に触れる機会の創出、地域における文化芸術活動の活性化を促すことができました。長岡京芸術劇場実行委員会主催事業の出演団体による市内小中学校へのアウトリーチ活動(出前演奏会やブラスクリニック)を実施し、子どもたちがプロの演奏を間近で聴いたり、楽器に触れたりする貴重な機会を提供できました。また、長岡京記念文化事業団に対し支援を行い、記念文化会館で音楽、映画、演劇、人形劇等の事業を実施いただきました。なお、課題として、記念文化会館の老朽化が深刻化しておりますが、京都府(施設設置者)に施設設備の維持・改修を求め、計画的に改修をさせていただいている。

・文化活動推進・支援事業

コロナ禍の時期は事業の中止や入場制限を余儀なくされる時期もありましたが、長岡京市文化協会事業として、市民の文化芸術の発表・鑑賞の場である「名月の宴」「市民文化まつり」「長岡京展」の実施の支援を行い、多くの市民が文化芸術に触れる機会を提供できました。また、文化芸術活動へのきっかけづくりとして多様なジャンルの「文化講座」や「各種市民文化教室」の開催を支援し、市民の文化芸術への関心を高めることができました。ただ、参加者の継続的な活動への支援、講座内容の充実などが課題であり、また、以前より顕在化していた会員数の減や高齢化、担い手不足などが、コロナ禍により深刻化しています。

② スポーツの振興

・総合型地域スポーツクラブ推進事業

総合型地域スポーツクラブは、8小学校区で設立済み、2小学校区で未設立です。未設立の2小学校区については、設立に向け関係者と協議を進めています。設立済みの小学校区については、担い手不足と高齢化が課題です。

・スポーツ交流推進事業

コロナ禍の時期は事業の中止や入場制限を余儀なくされる時期もありましたが、いずれの事業も再開することができました。事業の規模や内容は、コロナ前とあまり変わりなく実施できますが、担い手不足と高齢化が課題であり、継続的に実施していくためには、工夫や見直しを行う必要があります。

・スポーツ施設環境の整備

西山公園体育館の照明LED化やスポーツセンター体育館の耐震化、屋根防水、トイレ改修などを実施しました。施設の老朽化が見られるため、安全性を最優先に、計画的に設備の修繕や更新を行う必要があります。利用者数は、コロナ禍により休止期間もあり、減少傾向の時期もありましたが、徐々にコロナ禍前に戻りつつあります。

・【再掲】学校体育・スポーツ活動の推進(小・中学校)

外部講師を招聘した部活動の実施や各種補助金の交付等を行い、部活動の充実に取り組んでいます。また、児童生徒の運動習慣や体力向上につながるよう、体育の授業内容の充実が求められます。

③ 文化財の保存と活用

・総合的な文化財保存活用の推進

令和4年12月に作成し、文化庁長官から認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づき、新庁舎歴史資料展示室の整備と乙訓古墳群の公有化・整備を重点事業として進めています。継続した文化財の調査・研究と保存・活用を確実に推進するために、体制整備と財源確保が必要となります。

基本目標4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進 施策(10)～(11)

進捗状況・成果と課題

基本施策(10) 生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進

① 地域ぐるみでの育成活動の推進

・地域見守り活動の推進

地域の育成組織による夏休みや冬休みの夜間パトロールなどの見守り活動、中学生とトークなどの交流活動、たそがれコンサートや絵画展といった子どもたちの活躍の場の提供の取り組みを支援しました。活動の担い手不足が課題のため、活動の目的や内容の周知、担い手に対する研修の充実のほか、社会情勢に合わせた取り組み内容の見直しも求められます。

・地域学校協働推進事業

全小中学校に地域コーディネーターを配置し、小学校においては放課後子ども教室(すくすく教室)を、中学校においては地域で支える中学校教育支援事業を行いました。コロナ禍で休止していたすくすく教室の参加児童数は回復傾向にありますが、コロナ前には戻っていません。活動の回復には、更なるボランティアの確保が課題です。なお、令和6年4月より長岡京市地域学校協働本部を設置し、すくすく教室と地域で支える中学校教育支援事業の体制を基盤として、地域全体で子どもたちの成長を支えるための体制を整えました。

② 家庭教育への支援の充実

・家庭教育に関する学びの機会の充実

主にPTA、学校に対し、京都府や乙訓教育局などが主体となって実施される家庭教育に関する講座、催し(親学びフォーラム、京都府PTA指導者研修会など)などの案内、周知を行いました。引き続き、市内の講座等の情報について、保護者を始めとした家庭教育の関係者に広く提供する必要があります。

・教育に関する保護者相談体制の充実

教育相談件数は年々増加傾向であり、ここ数年、相談体制の強化を図ってきました。また、リーフレットの配布やLINEによる相談の受付により、相談窓口の周知を行いました。相談内容は、複雑な問題が絡み合っているケースが増えているため、その後の経過観察やフォローアップの時間を十分にとるなど、相談体制の充実を図る必要があります。

・児童館子どもの居場所づくり事業(子育てサロン)

コロナ禍では利用制限を設けていましたが、コロナ後は年々来館者数が増え、利用者の満足度も高くなりました。今後も、乳幼児親子の交流の場として、児童館の認知を広げていく必要があります。

・【再掲】家庭における学習習慣の確立(小・中学校)

家庭学習の大切さや意義を伝え、宿題や課題を通して学習内容の定着を図りました。生活習慣や学習習慣の改善について、家庭への理解啓発を図るとともに、学力低位層の児童生徒の個々の

状況の把握と対応が必要です。

基本施策(11) 子どもを健全に育む場の充実

① 放課後児童対策の充実

・放課後児童クラブ育成事業

長岡第九小学校放課後児童クラブは、令和5年1月に新施設へ移転し、保育環境を整えました。また長岡第四小学校放課後児童クラブは、令和5年4月から民間運営委託を開始するとともに、令和6年1月に学校との一体化となる新施設へ移転し、保育環境を整えました。入会児童数の増加に伴い、児童一人当たりの専用区画面積を確保するため、長岡第五小学校や長法寺小学校の学校施設等を令和7年4月より新たに活用しました。老朽化や設備に課題を抱える長法寺小学校や長岡第八小学校の放課後児童クラブは、早急に建替えを進める必要があります。

② 体験・交流の場の充実

・児童館子どもの居場所づくり事業(子どもの遊び場等)

コロナ禍前に開催していた事業とコロナ禍で行った事業を織り交ぜて実施することで、総来館者数が増え、利用者の満足度が高くなっています。利用者が来館しやすい環境づくりや事業を行い、新規来館者を獲得する必要があります。

第3章 長岡京市の教育が目指す姿

※第3章は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三に基づく教育大綱として位置付けています。なお、今回の見直しでは、第3章については変更しません。

1 基本理念

本市は、長岡京が所在したという稀有な歴史と、西山の緑・水、歴史・文化、良好なまち並みなどの“うるおい資源”があり、人々のあたたかい心、多様な学びが私たちの生活に豊かさをもたらしています。

その恵まれた資源を有機的に関連付けることで、学校教育、社会教育という枠組みを超えて、学校・家庭・地域の連携・協働による教育の充実・向上(循環)を目指します。

そこで、本市の第2期教育振興基本計画においては、本市教育の基本理念を「心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ 明日の長岡京を創る しなやかな人づくり」と定めました。

基本理念

心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ
明日の長岡京を創る しなやかな人づくり

「心のふれあいを大切に」は、多様な人々と関わりながら、自分の長所に気付き、自己肯定感を高めるとともに、互いの考え方を尊重し、共に学び合うことを示しています。

「生きる力をはぐくむ」は、変化が激しく複雑で予測困難な時代に、一人一人が生涯を通して主体的に学び、判断する力を身に付けるとともに、学んだことを生かして、自分の可能性を広げながら成長していくことを示しています。

本市では、これまでの地域の特性を生かした特色ある教育の姿勢を継承するとともに、子どもから大人まで、様々な人々との交流を通じて、自分自身や自分の暮らす地域に誇りを持ち、他者と協働・協力しながら明日の長岡京（新たな未来）を創ることができる、激動の時代を生き抜くしなやかさ（※）を備えた「人」の育成を目指します。

そして、その「しなやかな人」達が、自分の持つ強みを生かして、世界のあらゆる場で羽ばたき、時代を切り拓いていくことを願っています。

※本計画における「しなやかさ」とは

人に寄り添う協調性、折れない強さ、型にとらわれない柔軟性を含めた、しなやかに成長する強さを示しています。

2 目指す人間像

基本理念で示した「明日の長岡京を創るしなやかな人」から導かれる、目指す人間像(本市の教育が目指す市民の姿)として、次の3つの人間像を示します。

これらの人間像は、国や府の教育振興基本計画の方向性と、アンケート調査で把握した、市民が教育に求める想いを踏まえ、変化し続ける社会において、一人一人が幸せな人生を送るために、長岡京市の教育が目指す市民の姿を明確にしたものです。

思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人

人々が社会の中で、共生しながら心豊かに暮らしていくためには、人には多様な個性があることを理解し、互いを尊重する人間性を育むことが求められています。

そのために、自分の命や人生を大切にし、社会の一員として他者の存在や個性を大切にする、思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人の育成を目指します。

何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人

予測が困難な時代において、未来を拓いていくためには、新たなことや困難なことに前向きに挑戦するチャレンジ精神を育むことが必要です。

そのために、自ら進んで、他の人々を巻き込み協力しながら、様々な問題に、何事にも前向きに挑戦する、未来を拓く人の育成を目指します。

幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人

変化の激しい時代においては、社会の変化に対応できる幅広い知識や柔軟な思考力が求められます。

そのために、基礎的な知識・技能に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力など、幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人の育成を目指します。

[基本理念]

心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ
明日の長岡京を創る しなやかな人づくり



思いやりがあり、
互いの違いを認め合い
助け合える人

何事にも前向きに
挑戦して未来を拓く人

幅広い視野と
柔軟な思考力を持つ人

3 基本目標

本市の教育の“基本理念”と“目指す人間像”的実現に向けて、4つの基本目標を定めます。

基本目標1 子どもたちの「生きる力」の育成

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てるとともに、変化の激しい社会に対応しながら自己を実現し、しなやかに生きていくため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力の育成等を推進します。

また、他者への理解や思いやり、協調性、感情をコントロールできる自制心等の他者とともに生きていく力を育成するとともに、他者との関わりの中で「自己肯定感」を高めていきます。そして、グローバル化する社会の中で、自身や自身の文化に誇りを持ち、他の文化や他のルーツを持つ人々と理解しながら、ともに新たな価値を創造し、明日を創る力を育成します。

さらに、子どもたち一人一人の興味・関心等に応じて、学びを深められる機会の提供や、生活や学びにわたる課題の早期発見等子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、児童生徒の個々の特徴に応じた、切れ目ない指導・支援を行い、一人一人を大切にする教育を推進します。

基本目標2 持続可能な教育施策推進のための環境整備

明日の長岡京を創る子どもたちが魅力ある空間で学び、安全・安心に生活できるよう、時代の変化に対応できる長期的な視点を持った施設・設備等の計画的な整備を行います。

また、優れた外部人材の積極的な活用を図り、開かれた学校づくりを進めるとともに、学校経営改革として、学校における組織体制や教職員の働き方を見直し、教職員の資質や指導力の向上に努め、教職員が子どもたち一人一人と向き合う時間を確保し、教育の質の向上につなげます。

基本目標3 生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり

人生100年時代の到来を踏まえ、生涯にわたって学び、豊かな人生を送るため、多様な学習機会や文化・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組みます。

また、学習機会の充実を図る中で、長岡京をはじめとする本市の貴重な文化財の保存と活用に努めるとともに、人づくりの土台となる市民の郷土への誇りやふるさと意識の高揚につなげます。

さらに、市民一人一人が多様性への理解を深め、学びの循環を通して市民同士がつながり、学習の成果を地域に還元することで、豊かな地域づくりにつなげます。

基本目標4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

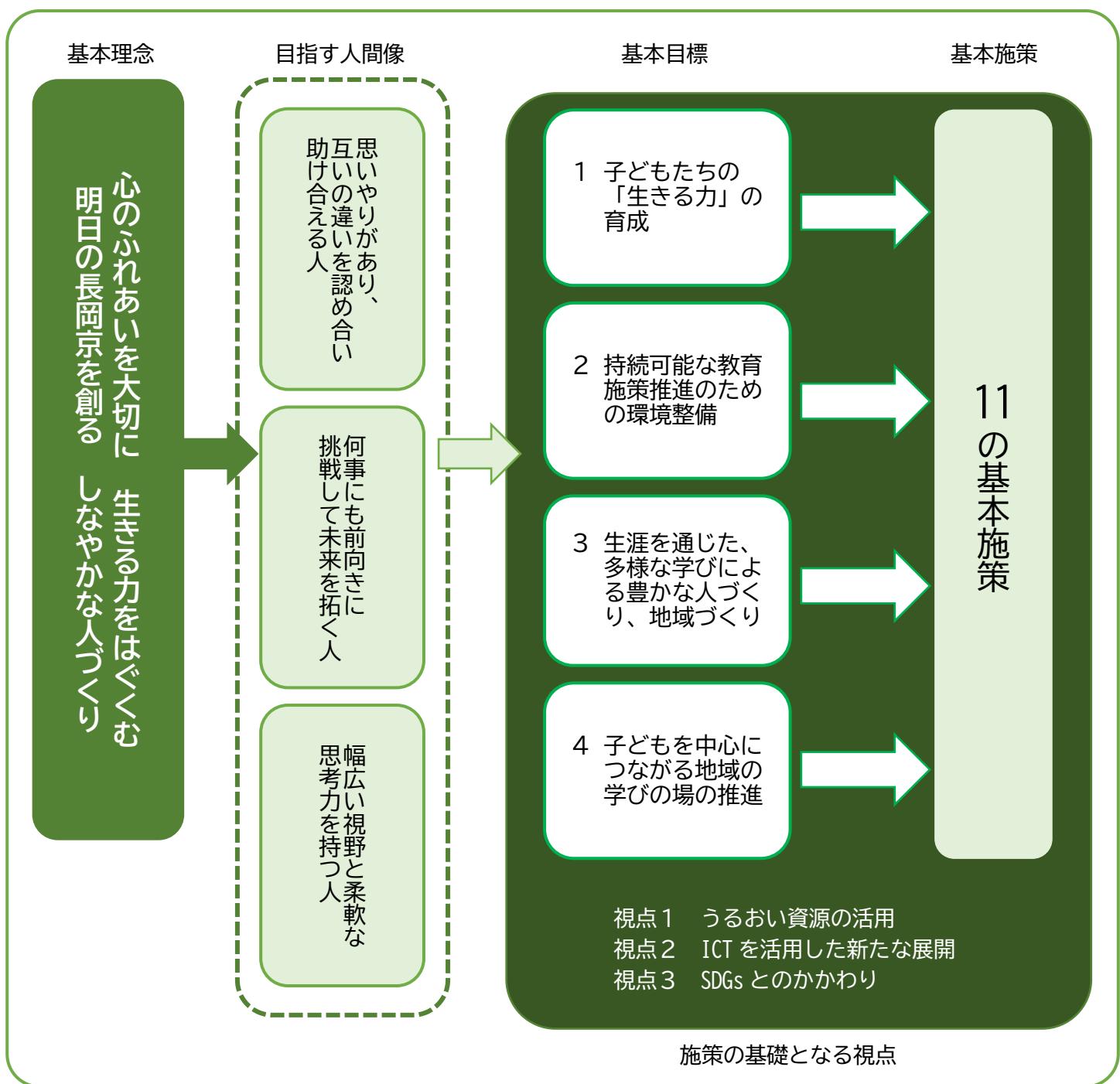
子どもが豊かな人間性を育み、自立した社会の一員へと成長するため、学校・家庭・地域の連携・協働による教育の充実に向けた取り組みを行います。

地域の人々の学校教育活動への協力や、児童生徒の地域活動への参加など、本市の豊かな学習資源や地域人材を活用し、子どもを中心に学校・家庭・地域の活動のつながりを深めることで、子どもたちの学びや成長につなげるとともに、地域全体の活性化につなげます。

4 施策の基礎となる視点

“基本理念”と“目指す人間像”的実現に向けて、4つの“基本目標”に基づき教育施策を展開するに当たり、今後基礎として踏まえるべき、全ての分野に共通する重要な視点として次の3つの視点を定めます。

本市では、「うるおい資源の活用」「ICTを活用した新たな展開」「SDGsとの関わり」を施策の基礎となる視点として、常に意識することで、総合的かつ計画的に教育施策を実行していきます。



視点1 うるおい資源の活用

長岡京市が有する、“うるおい”資源(西山の縁・水、歴史・文化など)に子どもや大人が触ることは、地域の魅力に気付くきっかけとなります。そして、地域について改めて考えることによって、地域への愛着を感じるなどの地元愛の醸成につながります。その想いを行動に移すことで、人ととのつながりが生まれ、自身が地域に包み込まれているという安心感が、人生における心の豊かさをもたらします。

このような「“うるおい”資源の活用」により、長岡京らしい教育を効果的に展開する中で、地域を愛する人達、そして、新たなまちの活力を創り出す人材を育むとともに、まちを巣立った後もその力をまちに還元することができる仕組みづくりを進めていきます。

視点2 ICTを活用した新たな展開

「超スマート社会(Society5.0)」の到来が予測されるなか、さまざまな分野でICTの活用が始まっています。ICTの活用は、学校や社会教育施設の利便性の向上や、ライフステージやライフスタイルに応じて多様化する学習ニーズに応じた学びにつながります。

このように、新しい時代の学びにおいて重要な基盤となるICT環境の整備やICTを活用した学習活動をさらに推進することで、時代に応じた多様な学びにつなげます。

視点3 SDGsとの関わり

平成27年(2015年)9月の国連サミットでは、2030年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs)が採択されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会のあらゆる主体が目標に向けて、積極的な役割を果たすことが期待されています。

本市においては、第4次長岡京市総合計画でSDGsに掲げる持続可能なまちづくりを進めています。本計画では、SDGsの17のゴール(目標)のうち、主に「4質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指します。また、多面的に関連する複数の目標も意識しながら、すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を提供するとともに、生涯学習の機会を促進していきます。

5 新たな教育の循環

本市では、今後10年間、目指すべき方向として定めた“基本理念”、“目指す人間像”的実現に向けて取り組んでいきます。

具体的には、4つの“基本目標”達成に向けて、“施策の基礎となる視点”を踏まえてつくられた各種教育施策を実行することにより、本市における教育の質の向上と充実を計画的に進めていきます。

そして、その教育施策群のより効果的かつ円滑な推進を図る中で、本市にとって「教育の循環」は欠かすことのできないものです。

本市は、これまで大切にしてきた「教育の循環」とともに、さらに、まちが人をはぐくみ、人がまちをつくる循環とすることを目指すため、循環する学び(ふれあい、互いに影響し合う学び)の提供、まち全体に広がる学びを生み出す、学びが広がる(活動とまちがつながる)仕組みづくり、学校、家庭、地域の連携・協働のさらなる推進に取り組みます。

新たな教育の循環～まちが人をはぐくみ、人がまちをつくる循環～

大人も子どもも、人や社会とのかかわりの中で、学び、成長していきます。

大人から大人へ、子どもから子どもへ、大人から子どもへ、子どもから大人へと、ふれあいや学び合いを通じた様々な学びが生まれ、学校、家庭、地域の結び付きにより、それぞれの場所での学びが相互に関係し、循環していくことで、学びがより深いものへとなっていきます。

そして、学びの成果がまち全体へと広がっていくことは、まちの活力をつくりだし、学びの環境づくりの充実へとつながるとともに、その学びが学校・家庭・地域に還元されることで、人が育まれていきます。

「新たな教育の循環」は、施策を推進するための方策であり、同時に本市における学びの充実と向上のために目指すべきものとして、その確立を進めていきます。

～まちが人をはぐくみ、人がまちをつくる環境～



第4章 今後5年間における施策の展開

1 基本目標1 子どもたちの「生きる力」の育成

基本施策(1) 学力の充実・向上

【実現したい学びの姿】

学習指導要領実施を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を推進し、主体的に学ぶ子どもを育んでいます。また、保育所(園)・こども園・幼稚園・小学校が連携し、育ちと学びをつなぐ教育の円滑な接続が図られています。

現状と課題

- これからの社会を力強く生きていくために、「確かな学力」を育成していくことは大きな柱の一つとなっています。文部科学省が示す学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という3つの柱で教育内容が整理され、子どもたちに身に付けさせたい力を明確にし、指導方法を工夫・改善していくことが求められています。
- 本計画策定時にとったアンケート調査(児童生徒)では、「教科や活動が好きかどうか」と「授業の理解度」との間に相関関係がみられます。また、授業以外の学習時間と授業の理解度の相関もみられ、家庭と連携した自主学習力(学習習慣)の確立が必要とされています。また、アンケート調査(保護者)では、学校教育に関する取組の中で、もっと充実してほしいものでは、「学力の充実と向上(学習指導)」の割合が高くなっています。
- 全国学力学習状況調査において、本市の子どもたちの学力の平均値としては、国や京都府を上回っています。しかし、引き続き学力に課題を有する子ども達への手立ては必要です。今後も、全国・京都府・本市の学力・学習状況調査を様々な視点から分析し、全体や個人の課題の要因を探り、児童生徒一人一人の確かな学力を着実に伸ばすことが必要となります。
- 学習指導要領においては、保幼小、小中の円滑な接続に一層配慮することが示されており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から一貫して、子どもたちへの教育をすすめていくことが必要となっています。また、小学校及び中学校においても、義務教育9年間を見通した教育課程編成とともに、交流・連携を一層充実させ、一体的に教育を行うことが必要です。

施策の方向性

① 主体的に学ぶ子どもの育成

子どもたちが、新しい時代に求められる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力)を身に付け、より主体的・実践的に社会参画できる力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、教職員への研修等による授業内容や指導方法の工夫、カリキュラム・マネジメントの確立等に取り組むとともに、授業の支援体制を強化することで個々のつまずきを丁寧に把握し、誰一人取り残さない授業づくりを目指します。

外国語指導助手(ALT)の効果的な配置やICTの一層の活用を促進するなど、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成します。

さらに、子どもたち一人一人の特性や学習進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びを促進することで、主体的に学ぶ子どもを育成します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|--|--|
| 主体的・対話的で深い学びを目指し、主体的・実践的に社会参画する力を育む授業づくり | 習得・活用・探究などの学びの過程の工夫や学ぶ意欲を高める取組を推進するとともに、教科等横断的な活動や体験的な活動を行い、主体的に思考・表現する学習活動や子ども同士が学びあい、協働しあう場の充実に努めます。 さらに、子どもの社会参画や意見表明を推進するため、学級や学校という身近な社会の形成に当事者として参画し、対話・協働することで、主体的・実践的に社会参画する力を育みます。 |
| 教科学習の充実と指導方法の調査研究 | 個に応じたきめ細かな指導など、学校の課題に応じた指導の工夫に努めるとともに、学力の状況の把握・分析を踏まえた授業改善を行い、各校での実態に即したカリキュラムの充実・開発に取り組みます。また小学校における教科担任制(交換授業等)を推進し、実施方法について研究します。 |
| 英語(外国語活動・外国語)と国際理解教育の推進 | 発達段階を踏まえた4技能(聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと)の系統的な指導を実施します。 また、小・中学校において、異文化を学ぶ機会や発表の場を設け、国際理解教育を推進します。 グローバル人材の育成を図るため、中学生を対象とした英語能力試験の受検料助成を継続し、受検しやすい環境を整備することで、英語学習のモチベーションを高めます。 |
| 読書活動の充実(小・中学校) | 豊かな学びを育むために読書活動を更に推進します。 学校図書館司書を配置し、読み聞かせやブックトーク、紙芝居、選書会等を実施することにより、子どもが読書に親しみやすい環境づくりに努めます。 蔵書を適切に更新し、図書管理システムの導入について検討します。また、学校施設の改修時には図書館環境の充実に取り組みます。 |
| 家庭における学習習慣の確立(小・中学校) | 学習習慣、生活習慣の形成に向けての、家庭との連携による取組を推進します。 |

② 育ちと学びをつなぐ教育の推進

就学前教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼児期に育まれた資質・能力を小学校教育を通じてさらに伸長していくため、就学前教育と小学校教育の円滑化を図るとともに、小中9年間を見据えた指導の充実を図ります。また、中学進学時に学校を選択することができる「学校選択制」を継続実施し、学びたい生徒の希望に応えることで育ちと学びの連続性を重視した連携教育を進めます。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|------------------|---|
| 就学前・小学校・中学校の連携推進 | 幼稚園や保育所等の幼児の小学校へ体験入学の実施や、保育所(園)・幼稚園・こども園と小学校の教員による、保幼小連携会議での互いの教育・保育内容の相互理解を推進します。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共通の視点とし、幼児期と児童期をつなぐ「架け橋プログラム」の作成や、中学校の「学校選択制」の実施など、関係者間の連携強化に努めます。 就学前の教育・保育の更なる充実を図るために、福祉部局と連携し、保幼小コーディネーターや幼児教育センターの設置を目指します。 |

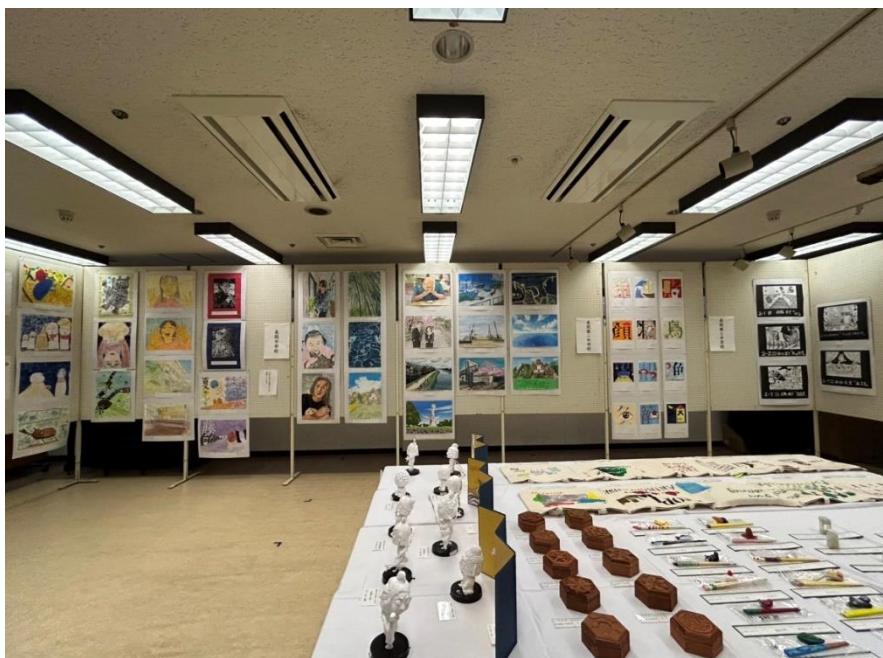
基本施策(2) 心の教育の推進

【実現したい学びの姿】

道徳的な価値についての理解を基に、自己の生き方についての考えを深め、文化・芸術活動、郷土文化を通じて自尊感情や自己肯定感が高まり、体験活動を通じて豊かな人間性が養われています。

現状と課題

- 子どもたちが生涯にわたって、他者や社会などと関わりながらよりよく生きていく上で、自らを律する心や、互いを思いやる心、人間関係を築く力など、豊かな人間性や社会性を身に付けることはとても大切なことです。
- 本計画策定時にとったアンケート調査(児童生徒)では、規範やルールを守る意識は高いものの、これらに比べて、自ら積極的に行動する子どもは少ない現状が明らかになりました。今後も引き続き、「特別の教科 道徳」を要として、道徳的な判断力、心情を育成するとともに、積極的に行き動ける実践意欲と態度の育成にも教育活動全体で進めていく必要があります。また、自己肯定感が低い児童生徒も一定数見受けられることから、今後とも子どもたちの自尊感情、自己肯定感などを高めていく取組を学校・地域と連携し展開していく必要があります。
- 子どもの頃から様々な文化・芸術に触ることは、心にうるおいをもたらし、豊かな感性と芸術を愛好する心情をはぐくむことにつながります。また、自分たちが生まれ育った場所は、子ども達にとって自己を形成する土台となって、生涯にわたって心の支えになります。今後も引き続き、地域で活躍する人材を育成するためにも、住んでいる場所の歴史や文化(郷土文化)に触ることを通して、郷土愛の育成を図ることが必要です。



第40回 長岡京市小中学校美術展

施策の方向性

① 道徳性を育む教育の推進

子どもたちが、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要として、道徳的な様々な価値について理解を基に、自己の生き方についての考えを深めるとともに、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度の育成を教育活動全体で推進します。

また、日常的な学級活動や学校行事を通じ、いじめ防止や社会のルールやマナー・規範意識を醸成することで児童生徒の人間関係の育成に努めます。

他国の人々や文化について理解し、国際社会の平和と発展に貢献できる資質・能力の育成に取り組みます。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------------------|---|
| 道徳教育の充実 | 児童生徒が話し合い、互いに学び、深め合う授業により、自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、基本意識やそれを行動に移すことができる実践意欲と態度を育成します。また、家庭や地域社会と一緒にとなった道徳的実践力を促す環境をつくります。 |
| 実態に即した生徒指導(学級経営等) | 児童生徒の生活実態の把握や内面理解による児童生徒個々の課題解決や、児童生徒と教職員の相互の心のふれあいによる信頼関係の構築に努めます。 |
| 人権教育・平和教育の充実(小・中学校) | すべての人の基本的人権を尊重する心とあらゆる人権問題(同和問題、障がい者や外国人等の人権、性的指向・ジエンドー・アイデンティティの多様性、子どもの貧困への理解等)の解決に向かう態度の育成を目指し、各校での人権教育全体計画に基づいた人権学習を着実に実施し、人権教育の充実に努めます。また、「こども基本法」について学ぶ機会を確保します。 現在も世界各地で戦争が続いている状況において、「平和」の大切さや「命」の尊さを継承する取組を行います。 |

② 豊かな人間性を育む体験活動の推進

子どもの自尊感情や自己肯定感を高め、豊かな人間性を育むため、日頃の教育成果を発表する場を設定するとともに、伝統文化や芸術に触れる機会を確保し、子どもの豊かな感性と芸術を愛好する心情を育みます。加えて、文化財を活用するなど郷土の歴史に触れる機会を設け、郷土愛の育成につながる教育を推進します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------|---|
| 体験活動の充実 | 市小中学校美術展や吹奏楽演奏会等を開催するとともに、子どもたちが伝統文化や芸術に親しむ機会を確保します。また、地域の文化財見学等、郷土の歴史に触れる機会を創出します。 |

基本施策(3) 健康・安全教育の推進

【実現したい学びの姿】

子どもたちが健やかな身体をつくり、健康で安全な生活を送るため、正しい知識が身に付けられているとともに、子どもたちの体力の向上が図られています。

現状と課題

- 健康な体をつくることは、子どもたちが豊かな生活を送るために必要なことであり、成長期に活発な身体活動を行うことは、子どもたちの心身の成長・発達に必要な体力を高めるだけでなく、生涯にわたり健康を保ちながら生き生きと生活していく活力の育成にもつながります。
- 本市では、児童生徒の健康安全対策として、各校で指導計画に基づいた健康安全教育を実施し、課題の情報共有、生活習慣病の予防や喫煙、薬物乱用等健康に関する適切な指導・対応を図っています。また、災害時や登下校時の通学路の危険から児童生徒の身を守るための指導や危機管理マニュアルの作成、交通安全指導に取り組んでいます。
- 児童生徒が巻き込まれる事件や事故が後を絶たない中、学校における安全管理の徹底と児童生徒への安全教育の重要性は高くなっています。
- 本計画策定時にとったアンケート調査(保護者・児童生徒)では、スマートフォンの所持率が高くなってきていることが明らかになり、長時間使用による生活習慣の乱れや、犯罪に巻き込まれる危険性が考えられます。一方で、ICTを効果的に活用することで学力向上にも寄与する一面もあることから、正しい知識やルールを身に付けさせる必要があります。
- 本市では、食育を推進し、子どもの育ちを支える観点などから、市内全中学校において中学校給食を実施しています。導入後のアンケートでは、保護者、生徒ともに好評となっており、中学校給食の評価は高くなっています。今後も、栄養バランスの取れた健全な食生活の基盤づくりに寄与し、心身の健全な育成を目指し、小中連携した9年間を見据えた食育に取り組んでいくことが重要です。
- 新体力テストについては、特に小学校5年生において、京都府及び全国平均値を下回っている傾向にあります。学校体育の推進の一環として新体力テストの分析結果を活用し、発達に応じた体育指導が求められています。生涯にわたり、子どもたちの健やかな身体を育成するためには、体を動かす楽しさを学び、体力づくりに積極的に取り組む姿勢を育てる必要があります。



安全管理の充実



交通安全教室

施策の方向性

① 健康教育・安全教育・食育の推進

感染症や熱中症などに関する情報を正しく理解し対応していくとともに、児童生徒の所持率が年々高くなっているスマートフォンの適切な利用、薬物乱用防止、望ましい生活習慣などの健康安全教育を実施します。また、様々な性に関する問題や現状について教職員が情報共有の機会を設け、時代に即した性教育を実施していきます。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な食育を行います。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|------------------------|---|
| 健康教育の推進 | 健康(こころとからだ)への関心を高める保健指導や、警察や関係機関の方による薬物乱用防止教室等を実施します。また、家庭と連携した、健康な心身をつくるための生活習慣の定着に向けての指導、「生命(いのち)の安全教育」等の充実など、時代に即した性教育を行います。 |
| 安全教育(防犯・交通安全)及び防災教育の推進 | 児童生徒に危機回避能力の基礎が身に付くよう、災害時や登下校時の通学路の危険から身を守るための指導や交通安全指導、避難訓練などを計画的に実施します。また、緊急時に対応できる保護者連絡システムを運用します。 |
| 安全管理の充実 | 学校における保健管理や、定期的な施設・設備の安全点検等を実施するとともに、危機管理マニュアルの作成や学校安全計画を推進し、学校の安全管理を充実します。また、「長岡市立学校熱中症予防ガイドライン」に基づく対応や、通学路における安全の確保に努めます。 |
| 食育の推進と安全安心な給食の提供 | 学校給食を活用して食に関する指導を実施し、食中毒対策や食物アレルギー対応などに努め、安全で安心かつ、栄養バランスのよい魅力ある学校給食を提供します。 |

② 体力向上の取組の推進

児童生徒の体力の向上及び健康の保持・増進とともに、日常から運動に親しむ態度や能力、競技力を育むために学校体育やその他の行事、部活動を充実します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|-----------------------|---|
| 学校体育・スポーツ活動の推進(小・中学校) | 「全国体力・運動能力調査」の結果を分析し、子どもが運動することの楽しさを実感し、進んで運動する習慣が身に付くような、ICTなどを活用した体育の授業づくりの推進や地域人材の活用等を行います。また、部活動への大会出場に係る費用等の一部補助等を行い、部活動やその他の行事の充実に努めます。また、中学校部活動の地域展開について推進します。小学校の水泳授業は、順次、民間の指導員やプール施設を活用し、体力・泳力の向上を図ります。 |

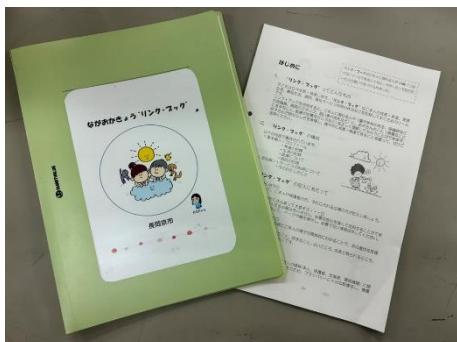
基本施策(4) きめ細かな支援の充実

【実現したい学びの姿】

障がいや不登校、いじめ・虐待など様々な背景をもつ子どもたちに対し、関係機関と連携し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が行われています。

現状と課題

- 子ども一人一人の個性や能力を伸ばすためには、個々の成長や発達の違いをふまえ、子どもの学びを支える環境の調整が必要不可欠です。なかでも、個別の支援を要する児童生徒には、一人一人の教育的ニーズに応じ、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、より一層、家庭や医療、福祉などの関係機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要があります。
- 今後も個に応じた必要な支援及び適切な指導が図れるよう、特別支援学級、通級指導教室の担当教員の育成及び通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒への支援に向け、全ての教員の指導力の向上が求められています。
- 本計画策定時にとった各種アンケート調査では、学校が楽しいという児童生徒が多数いる一方で、不登校児童生徒は毎年増加傾向にあります。今後も、日々のきめ細かな児童生徒の状況の把握、情報共有、組織対応での見守りの強化、スクールカウンセラー、市教育委員会、教育支援センター等関係機関との連携・相談を充実し、支援が必要な子どもたちの早期発見、課題解決を組織的に行い、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えることが重要です。



特別支援教育の推進・リンクブック



心と体の健康観察アプリ



拡充したアゼリアひろばの活動教室



校内教育支援センターの充実

施策の方向性

① 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子ども一人一人の自立と社会参加に向けたきめ細かな支援ができるよう、指導方法を工夫し、教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の一層の推進を図ります。加えて、関係機関と連携し、連続性を大切にした切れ目のない支援体制や相談体制の充実に努めます。医療的ケアが必要な児童生徒等について、安全・安心に学校で学ぶことができるよう、看護師の配置を含め、取組を推進します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 特別支援教育の充実 | 合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画等の作成と活用、インクルーシブ教育の視点を踏まえた理解教育の充実に努めるとともに、市支援員の更なる配置や医療的ケア児対応への体制整備を行います。 |
| 関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援 | 特別支援学校等と連携し、専門家チームによる巡回相談等を行います。また、福祉部局や就学前機関との連携による就学相談等との情報共有に努めます。 |
| 学校における指導体制及び学習環境の充実 | ながおかきょう“リンク・ブック”的活用や、市特別支援学級担任会や通級指導者担当者会等の実施により、特別支援コーディネーターを中心とした校内の指導体制を確立します。また、引き続き、通級指導教室の充実に努めます。 |

② 教育的支援が必要な子どもへの相談・支援体制の充実

アンケートの実施や子どもたちの生活や学びにわたる課題の把握に努め、福祉部門やNPOなどの関係機関との連携により、不登校やいじめ・虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもたちが抱える様々な課題に対して、組織的な支援を進められるよう支援体制の構築を図り、誰一人取り残されず学び続けることができ、安全・安心な学びができる環境づくりを推進します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------------------|---|
| いじめの問題等への対策 | いじめ等対策指導員を配置するほか、いじめアンケート及び聞き取り調査や各校でのいじめ防止対策推進委員会を実施します。また、府配置のスクールカウンセラーや教育支援センターの教育相談員による教育相談を活用し、いじめについての対策を行います。スクールロイヤーを積極的に活用し、問題解決を図ります。 |
| 不登校児童生徒等への教育的支援体制整備 | 不登校やいじめ、心身の発達、学習や学校生活など様々な課題や相談への対応を行うとともに、不登校児童生徒の学習等の場としてアゼリアひろばの充実、校内教育支援センターの充実、心と体の健康観察アプリの活用、民間フリースクールとの連携など、不安や悩みを抱える子どもへの支援体制を整備し、必要に応じて福祉部局と連携します。 |

基本施策(5) 変化の激しい時代を生き抜く力を育む教育の推進

【実現したい学びの姿】

将来の夢や目標を持ち、進路を主体的に選択できるよう、キャリア教育や、グローバル化などの社会の変化に柔軟に対応できる能力を身に付ける教育を推進しています。また、ICT環境の整備により情報教育のための環境が整っています。

現状と課題

- 激しく変わりゆく社会の中で生き抜く力を育むためには、子どもたちに多様な知識を身に付けさせる必要があり、様々な人間性を育む教育を行うことが必要です。子どもには将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。
- 本計画策定時にとったアンケート調査(保護者)では、キャリア教育に対するニーズも高く、社会の変革の中、自らの進路を主体的に切り拓く能力を育成することの重要性は増しています。今後も引き続き、地域と連携したキャリア教育を開拓することで、地域の人々との関わりの中で、社会の仕組みや自己と他者との関わり方を理解するとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てることが重要です。
- 近年、急速に進化を遂げている生成AIはかつてないスピードで社会に普及しており、その利便性とリスクの存在から社会に様々な影響を及ぼしています。そのような中、今後の技術革新や社会変化に対応する人材を育てるためには、あらゆる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるような取組を推進することが求められます。さらに、国のGIGAスクール構想も踏まえ、情報教育以外にもICTを活用した様々な教育の推進や児童生徒一人一人の個に応じた教育による新しい時代を生き抜く力の育成をより一層進めていく必要があります。
- 国連総会において採択されたSDGs達成に向け、国連教育科学文化機関(UNESCO:ユネスコ)、加盟国政府、NGO等によって、「教育2030行動枠組み」が採択され、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされました。今後はこのような国際的な状況を踏まえた指導内容を充実する必要があります。
- グローバル化の流れの中、令和2年度より小学5、6年生で外国語(英語)が教科化されるなど、外国語教育の重要性はより一層増しています。経済・産業・文化などあらゆる分野で国際化が進展している現在、世界に通用する実践的な語学力とともに豊かな国際感覚を醸成することが大切です。今後も、言語や文化が異なる人々と主体的に協働できる力を育むことが求められることから、グローバル社会に対応できる実践的な英語力を身に付けられる教育が必要となります。

施策の方向性

① キャリア教育の推進

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を主軸に各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実・推進を図ります。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|-----------|--|
| キャリア教育の推進 | 馴染みのある市内事業所での職場体験を通じて地域の経済活動の一環を感じることや社会人講師の活用を通して、子どもたちの「学びたい」「働きたい」という意欲を高めるとともに、明確な目的意識を持って自己の進路を選択する力を身に付けるため、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。 |

② グローバル化など社会の変化に対応した教育の推進

小学校での英語の教科化に伴い、ネイティブの英語に触れ、異文化や異なる生活習慣を学ぶことによって、お互いの歴史的文化や多元的な価値観を尊重し合う姿勢などを育成します。また、SDGsなどの国際的な流れ、環境問題など、刻々と変化する社会における問題や課題を身近なものとし、それらを積極的に対応・解決するための外国語・国際理解教育を推進するとともに、1人1台端末を効果的に活用しつつ、論理的思考力・情報活用能力(情報モラルを含む)を育みます。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|------------------------------------|--|
| 英語(外国語活動)と国際理解教育の推進【再掲】 | 発達段階を踏まえた4技能(聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと)の系統的な指導を実施します。 また、小・中学校において、異文化や異なる生活習慣を学ぶ機会や発表の場を設け、外国語・国際理解教育を推進します。 |
| プログラミング教育・ICTを活用した教育の推進及び情報活用能力の育成 | 1人1台タブレット端末などのデジタル学習基盤の活用やプログラミング教育を継続し、論理的思考力の向上、情報活用能力を育成します。また、ネット上の人権侵害などによるトラブルなどから子どもを守るため情報モラル教育等を推進します。生成AIについては、国等のガイドラインに則り活用を検討します。 |



プログラミング教育

2 基本目標2 持続可能な教育施策推進のための環境整備

基本施策(6) 学びを支える環境の整備

【実現したい学びの姿】

ICT 活用のための備品の導入や設備改修、配慮が必要な子どもへの支援の充実が図られています。

また、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実と、教職員にとって働きやすい環境づくりが進められています。

現状と課題

- 子どもたちが良好な学習空間で学び、教員や友達との関わりを大切にしながら、安全に安心して学校生活が送れるよう、教育環境を充実していく必要があります。特に、学校施設の整備においては、安全安心な環境を目的とした「施設整備」に留まらず、ICT 機器などの基盤整備など、新しいニーズに対応し、子どもたちにとってよりよい教育環境を構築していくことが重要です。
- 教材や教育用備品については、新しい時代に求められる子どもたちの資質・能力の育成に向け、デジタル教材をはじめ学習指導要領に対応した教材の整備が必要なことに加え、通級指導による支援が必要な子どもも増加傾向にあり、個に応じた教育用備品などの教育環境も一層整えていく必要があります。
- 本市では、子どもたちの安全安心な教育環境を整備するため、校舎や体育館の耐震化、中学校給食の施設整備、トイレの洋式化、多目的トイレやエレベーターの整備等を進めてきました。一方で、学校施設は老朽化が進行し、電気・給排水・消防・放送・空調などの各設備や建具などについて改修が必要な状況にあり、修繕の手法や優先度の設定が課題となっています。今後も、安全安心な教育環境の整備を効果的・効率的に実施していく必要があります。
- 次代を担う子どもたちを育むためには、教職員一人一人が学校での仕事と自己の生活とのバランスがとれた働き方をし、心身ともに健康で、意欲を持って子どもたちと向き合うことが大切です。本計画策定時にとったアンケート調査(教職員)では、教員が業務の多忙を理由に、子どもと向き合う時間が確保できなかったり、業務量が多いために、他の教職員とのコミュニケーションが取れない状況が生じています。業務量の多さから、在校等時間が長くなる傾向にあるなど、精神的負担感を抱えることにつながりやすいことから、校内における相談体制や指導体制を構築し、組織的に課題に取り組む体制づくりを進めるなど、教職員にとって働きやすい環境づくりの推進が必要です。

施策の方向性

① 学習環境等の整備・充実

小中学校において、ICTを活用した学習活動を行うことができる施設、備品の充実に努めるとともに、児童生徒に対する良好な教育環境の整備を進めます。高速通信ネットワークと児童生徒1人1台の学習者用タブレットの整備により、授業へのICT活用を推進し、様々な学習活動の充実を図ります。

また、経済的な理由で就学困難な家庭に対し援助を行い、負担軽減を図ります。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|-------------------|--|
| 指導内容に対応した教材、備品の配備 | 新しい時代の学校教育の指導内容に応じた学習用タブレット端末等の各種教材や教育用備品などの導入促進、適切な配備・更新を行います。 |
| 就学や進学に対する支援体制の充実 | 丁寧な周知とともに、経済的な理由により就学困難な子どもの保護者に対する学用品費等の必要経費の援助を行います。また、高等学校等の進学が困難な家庭に対する奨学金に関する情報提供を行います。 |

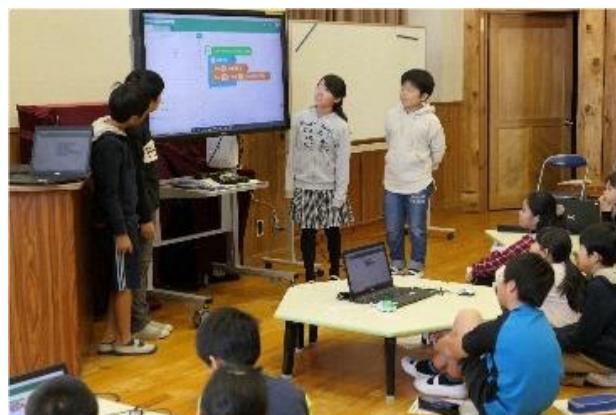
② 学校施設等の整備・充実

「個別施設計画(学校施設長寿命化計画)」の見直しを行い、教育環境の向上や老朽化対策を着実に実施します。また、適切な保守・維持管理を行い、安全で安心な施設環境を維持します。熱中症対策や防災機能の強化として、体育館・武道場に空調を整備します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|------------|--|
| 学校施設安全快適整備 | 児童・生徒の安全・安心と快適な学校生活、充実した学習環境などの実現のため、施設整備を行います。外壁改修等の安全対策、空調整備・更新、教室等照明LED化等の環境整備により学校施設の機能性能の向上を図ります。 |
| 学校施設再整備事業 | 老朽化等の課題がある学校施設の建替えによる再整備を推進します。 |



学習用タブレット端末の導入



大型モニターを使った授業

③ 教職員にとって働きがいのある環境づくり

ICTを積極的に活用した校務支援システムや生成AIの活用などにより学校DXを推進します。学校における働き方改革の成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多いことから、更なる校務の効率化や会議、行事の見直し等による負担軽減を図り、学校経営の改善に努めることで教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向かい合えることができる、働きがいのある環境づくりを推進します。また、小学校における教科担任制の取り組み方法を検討します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|------------------|---|
| 持続可能な学校指導体制の環境整備 | 教員業務の見直しや在校等時間の適切な把握、校務支援システムの活用等をより一層推進し、教職員の長時間労働の改善に取り組みます。また、外部の人材活用や学校業務時間外の自動音声応答メッセージシステムによる電話対応・録音、複雑化・多様化する保護者対応へのスクールロイヤー制度の活用により、教員が教育活動に専念できる環境整備に努めます。 |



自動音声応答メッセージシステムの機器

基本施策（7） よりよい学校づくりの推進

【実現したい学びの姿】

地域人材の活用や研修等を通して教職員の専門性を高めるとともに、地域、保護者に対して開かれた学校を目指すことで、よりよい学校づくりが図られています。

現状と課題

- 学校の教職員は従来から学習指導や生徒指導など幅広い業務を担っており、いずれの業務においても、子どもの状況把握に努め、効果的な指導につなげられるよう取り組んできました。近年子どもを取り巻く環境が急激な変化を続けるなか、教育課題が複雑化・困難化してきており、学校の教職員に求められる役割も多様化しています。
- 教職員が学校における多様な課題に対応し、時代に即した新たな教育を実践するためには、教職員の学び続けようとする姿勢をしっかりと支えて、学習指導において絶え間ない工夫改善につなげていく必要があります。教育の直接の担い手である教職員の資質向上を図ることが重要です。
- 少子高齢化や情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境が変化し、学校が抱える課題が複雑化・多様化してきています。そのような状況の中で、次代を担う子どもたちの豊かな成長のためにには、地域や外部の人材と連携・協働した取組等、開かれた学校づくりが求められています。
- 本計画策定時にとったアンケート調査(保護者)では、「学校に期待する教育や指導について、学校は全体として期待に応えてくれているか」については、小学生保護者、中学生保護者とともに、期待に応えてくれていると回答した割合が8割程度と学校への評価は高くなっています。これまでの取組の評価を踏まえながら、今後も学校と教育委員会、地域等の連携を推進し、学校組織の機能強化を推進していく必要があります。



令和7年度教職員研修の様子

施策の方向性

① 教職員の資質能力の向上

子どもたち一人一人の学びを最大限に引き出し、個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、デジタル技術の活用など教職員研修を充実することにより、授業力や多様な教育課題への対応力等、教員の資質と実践的指導力の向上に取り組みます。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------|---|
| 教職員研修事業 | 学校教育におけるさまざまな課題の解決と新たな研究の推進をめざした、今日的な課題や教職員のニーズに即した研修を行います。また、OJTによる研修やネットを活用した研修等、多様な研修機会の充実に努めます。 |

② 開かれた学校づくり

学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、社会に開かれた教育課程として創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、積極的な情報発信をはじめ、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働本部を一体的に推進し、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進します。また、外部人材と連携した授業等の支援や、専門家の活用による授業改善などに取り組むことで、教育の質の向上を図ります。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------------|--|
| 地域とともにある学校づくり | 学校運営協議会の活用と学校評価を活用した教育活動の充実・改善、学校だよりやホームページ等を活用した積極的な情報配信による地域に開かれた学校づくりに努めます。 |
| 外部人材の活用 | 学校外の人材による授業や部活動の支援、大学など外部の専門家からの助言による授業改善などにより、教育の質の向上を図ります。 |



学校運営協議会辞令交付式

3 基本目標3 生涯を通じた、多様な学びによる

豊かな人づくり、地域づくり

基本施策(8) 生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進

【実現したい学びの姿】

社会教育施設や講座等が充実され、主体的に学ぶ市民が増えています。また、市民に多様性への理解や人権を尊重する意識が育っています。

現状と課題

- 人生100年時代を見据えて、人生を豊かに暮らしていくためには、生涯にわたって学びを継続していく必要性が高まっており、それぞれのライフステージに応じた学びの機会を提供することが重要です。また、一人一人の学びだけでなく、学習を通じたつながりづくりや地域における活動へと生かすことで、地域コミュニティの維持・活性化にもつながります。
- 本計画策定時にとったアンケート調査(市民)によると、市民全体で教養や健康増進の生涯学習のニーズは高い状況ですが、特に50歳代未満ではボランティア・地域づくり活動のための生涯学習活動経験者数は少なくなっています。行政が学習活動に力を入れて取り組むべきだと思うことでは、保護者、市民ともに「いつでも気軽に利用できるスペースの提供」「講座や講演会などの分かりやすい情報提供」の割合が最も高く、気軽に利用できる学習の場や情報提供の充実が求められています。多様化する市民の学習ニーズを的確に把握した生涯学習環境や講座の充実、効果的な情報発信を行うことが必要です。
- すべての市民が人権尊重の理念についての正しい認識を持ち、差別や偏見がなく、多様性を認め合う社会の実現が求められます。社会の変化や一人一人の意識の変化等を反映して、同和問題、障がい者等の人権に関する問題のほか、多様な性への理解といった新たな問題が顕在化するなど、人権問題は多様化・複雑化する傾向にあります。このような中、市民の人権意識向上のため、引き続き、総合的に人権教育に取り組むことが必要です。
- 築約40年を迎える図書館・公民館は、老朽化(設備不具合、バリアフリー未対応等)に加え、時代に即した機能の提供(デジタル化への対応など)が課題となっています。特に図書館では、誰もが快適に過ごせるスペースの拡充などが、公民館では子育て世代や子どもの利用促進などが求められています。

施策の方向性

① 生涯を通じた学びの機会の充実

全ての人のウェルビーイングの向上のために、いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学ぶことができる機会の充実と、学んだことを生かして新たなチャレンジができる社会の実現をめざし、中央公民館や中央生涯学習センター等の社会資源を活用した多様な学習の場を創出します。また、市民の学ぶ意欲を支えるため、学習情報の提供や相談体制(生涯学習相談員等)の充実など、様々な学習支援を行います。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|--------------|--|
| 生涯学習推進事業 | 生涯学習を通じて個人の自己実現を図るとともに、他者との学び合いや教え合いにより、さらに豊かな学びにつながるよう、講座情報の一元化やアクセス向上、人材のマッチングシステムの構築を行います。 |
| 公民館講座開設事業 | 市民生活が潤いあるものとなるように、様々な学習ニーズ(子育て世代・若年層・高齢者)に対応した講座の検討・実施を行い、市民の自主的な学習につなげます。 また、実際生活に関する学習課題を市民自らが企画者となり共に解決していく「市民企画講座」を実施します。 |
| 中央生涯学習センター事業 | 人生100年時代を迎え、生涯学習社会への重要性が高まっています。幅広い市民の主体的な学びの場として、魅力的な事業展開を行います。また、学習機会や情報を提供する場として、中央生涯学習センターを適切に管理運営します。 |



中央公民館 市民企画講座



公サ連(公民館サークル連絡協議会)まつり

② 地域に広がる学びへの支援

市民の主体的な学びを支援するとともに、その成果を地域の課題解決に生かすことができる環境づくりとその充実を進めます。市民一人一人が学び合い、地域における活動へつながり、さらなる学びへの意欲を高めることができる「学び」と「活動」が循環する地域づくりを推進していきます。中央公民館は築約40年を迎え、老朽化への対応に加え、時代に即した機能設備の充実やサービスの提供を図ります。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|-----------------|--|
| 社会教育推進事業 | 団体の持続的な活動が推進できるように、参画しやすい活動への見直しや担い手の確保など、社会教育関係団体を支援していきます。 |
| 公民館講座開設事業【再掲】 | 市民生活が潤いあるものとなるように、様々な学習ニーズ(子育て世代・若年層・高齢者)に対応した講座の検討・実施を行い、市民の自主的な学習につなげます。 また、実際生活に関する学習課題を市民自らが企画者となり共に解決していく「市民企画講座」を実施します。 |
| 各種団体サークル等活動支援事業 | 公民館で活動しているサークルの活動紹介等を通じて、会員の確保や、公民館に来館し、活動する市民を増やします。 館内の発表会・パネル展示・広報紙に加え、LINEやデジタルサイネージなど新たな広報手段を活用し、更なる市民利用を呼び込みます。 |

③ 人権教育・多様性への理解の推進

全ての市民の基本的人権が守られ、多様性への理解のもと、一人一人が個性と能力を発揮することができる社会を目指し、子どもから大人までを対象とした、様々な人権問題について学ぶ機会の創出など、多様化・複雑化する課題を解決するための学習活動の推進をはかります。児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子どもの権利利益の擁護を図るなど、子どもが安心して学べる環境の整備に取り組みます。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 人権教育・啓発推進事業 | 全ての市民の人権が尊重され、個性と能力を発揮することができる社会を目指し、人権啓発作品の募集・展示、研修会、平和フォーラムなどの啓発イベントを行います。対象者層に合わせ、企画や周知方法の工夫などに取り組みます。 |
| 人権教育・平和教育の充実(小・中学校)【再掲】 | すべての人の基本的人権を尊重する心とあらゆる人権問題(同和問題、障がい者や外国人等の人権、性的指向・ジエンドー・アイデンティティの多様性、子どもの貧困への理解等)の解決に向かう態度の育成を目指し、各校での人権教育全体計画に基づいた人権学習を着実に実施し、人権教育の充実に努めます。また、「こども基本法」について学ぶ機会を確保します。 現在も世界各地で戦争が続いている状況において、「平和」の大切さや「命」の尊さを継承する取組を行います。 |

基本施策(9) 読書環境の充実と子どもの読書活動の推進

【実現したい学びの姿】

読書に親しみやすい環境やサービスの充実により、誰もが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって読書に親しむ文化が育っています。

子どもたちが読書の喜びを発見し、自ら進んで読書する習慣が身についています。

現状と課題

- 読書には、心を育む・思考を鍛える・生き方を学ぶなど様々な効用があります。図書館は、読書を通じた学びの場として、市民の教養と文化の発展における重要な役割を担っています。本に触れ、読書の楽しさを知る機会をつくるなど、ライフステージに応じた読書活動を推進する取組が必要です。また、市民一人一人のニーズを踏まえるとともに、多様な学びへつながる資料・情報提供やデジタル社会に対応した図書館環境の整備が求められています。さらに、障がいの有無に関わらず、全ての人が読書に親しめるよう、必要な支援を充実させていくことが大切です。近年、ライフスタイルや価値観の多様化により、図書館に期待される役割も変化しており、図書館には従来の「地域の情報拠点」としての機能に加え、誰もが気軽に立ち寄りくつろげる「居場所」としての機能、個人やグループで学べる「学習の場」としての機能、人と人が出会い、つながりを形成していく「交流の場」としての機能など、多様な機能が望まれています。築約40年を迎え、老朽化が進む施設、設備の更新だけでなく、時代に即した機能拡充が求められています。
- インターネット、スマートフォン等の普及により、子どもたちの読書環境は大きく変化し、「読書離れ」が危惧されています。本市においても、小学生、中学生ともに、読書が好きと答えた割合や、学校以外での読書時間の低下がみられます。情報アクセスや経済状況の違いによる読書機会の格差も課題となっています。読書は、子どもたちの豊かな感性や想像力、思考力、表現力を育み、生涯にわたる学習の基盤となるため、読書の楽しさや素晴らしさを実感し、大人になっても読書に親しめるよう、デジタル社会に対応した読書機会の提供や、多様なニーズに対応できる読書環境の整備が重要です。特に、子どもたちの発達段階に合わせた読書支援は大切であり、乳幼児期から読書に親しむ環境を整え、成長段階に応じて適切なサポートをし、子どもが自主的に読書活動を行えるようにする必要があります。また、特別な支援が必要な子どもたちや経済的に厳しい状況にある子どもたちへのきめ細やかな配慮も欠かせません。家庭、学校、地域社会が一体となり、すべての子どもたちにとって最適な読書環境を整備し、個々に寄り添った読書支援に取り組むとともに、子どもたちが主体的に読書を楽しめるよう、子どもの視点に立った読書活動の推進が求められます。

施策の方向性

① 読書環境の充実・整備

生涯にわたり読書に親しみ、心豊かな人生を送るとともに、読書を通じた学びを深められるよう、読書環境の充実・整備を進めます。蔵書の質的向上を図るとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが読書に親しめるよう、必要な支援を充実させます。また、読書の楽しさを実感できるよう様々な工夫を凝らし、本との出会い、読書の機会を提供します。図書館が生涯学習の中核施設として、誰もが利用しやすく気軽に立ち寄れる場所となるよう、時代のニーズに合わせた空間づくりに取組みます。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------------|--|
| 図書館サービスの推進・充実 | <p>幅広い分野の図書をバランス良く収集し、情報の古い図書の適切な廃棄を進めることで、蔵書の質的向上を目指します。また、全ての人が読書を楽しめるよう、バリアフリー図書の充実を図るとともに、電子書籍の導入も検討します。</p> <p>読書の楽しさを実感してもらえるよう、本の展示方法やイベント企画などを工夫し、本と出会うきっかけ作りや読書機会の提供を行います。</p> <p>老朽化した施設・設備の更新を行うとともに、読書スペースの充実に加え、誰もが利用しやすく、快適に過ごせる空間へのリノベーションを実施します。</p> |

② 子どもの読書活動推進

子どもが読書を通じて豊かな感性・想像力・思考力・表現力を育み、自らの人生を豊かにできるよう、図書館、学校、家庭、地域社会が協力・連携し、一人ひとりの子どもに寄り添いながら、主体的な読書活動を支える環境づくりに取り組みます。

図書館では、子どもが自由に本を選び、楽しく読書ができる環境を提供します。また、家庭での読書活動の意義や理解促進を図り、親子で読書の楽しさを共有する機会を創出します。学校では、読書活動を教育活動全体の中で適切に位置づけ、学校図書館の充実を図り、子どもの読書習慣を形成します。さらに、地域文庫、ボランティア、関係機関などと協力し、多様な読書体験の機会を提供することで、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|------------------------|---|
| 子どもの読書活動の推進(図書館) | <p>子どもが楽しく、自然に本に親しめるよう、図書館では手に取りやすい書架の工夫、季節ごとのテーマ展示、年齢に応じた読書推進イベントなど、魅力的な環境づくりに取り組みます。また、絵本、児童書、中高生向け図書、バリアフリー図書など、年齢や多様なニーズに対応した資料の充実を図るとともに、電子書籍の導入も検討します。</p> <p>親子が一緒に参加できる読書企画に加え、保護者向けには本の選び方や読み聞かせ方法に関する相談会などを実施し、家庭での読書活動を支援します。</p> <p>地域文庫やボランティアと連携を深め、読み聞かせなどのイベント開催や地域での本の貸出を支援することで、地域ぐるみで読書に親しむ機会の充実に取組み、子どもの読書機会を広げます。</p> <p>子どもが主体的に読書を行えるよう、アンケート調査等を通じて子どもの意見を把握し、子どもの視点に立った読書活動の推進に努めます。</p> |
| 読書活動の充実(小・中学校) 【再掲】 | <p>豊かな学びを育むために読書活動を更に推進します。</p> <p>学校図書館司書を配置し、読み聞かせやブックトーク、紙芝居、選書会等を実施することにより、子どもが読書に親しみやすい環境づくりに努めます。</p> <p>蔵書を適切に更新し、図書管理システムの導入について検討します。</p> <p>また、学校施設の改修時には図書館環境の充実に取り組みます。</p> |



基本施策(10) 文化芸術の発展・推進

【実現したい学びの姿】

市民が文化芸術活動に取り組む場が確保され、活動人口が増えています。文化芸術に親しむ機会が増えることで、創造性や表現力が高まり、人と人のつながりを育み、本市の文化芸術が継承、発展が図られています。

現状と課題

- 人は、質の高い文化や情報に実際に触れることによって精神的な充足感を得られるとともに、知識を蓄え、感性や創造性を育みます。質の高い文化に触れ、それらの活動を通じて人と交流することが、充実した生活や人生の潤いにつながります。
- 本市では、文化芸術振興に向けて、文化活動で活躍・貢献された個人や団体の顕彰を行ったり、文化活動団体の文化芸術イベントの開催などに伴う支援を行っています。一方で、文化活動団体のメンバーの高齢化や固定化、文化芸術活動の拠点となる施設の老朽化などの課題があります。引き続き、地域に根差した文化芸術活動が継続的に実施できるよう支援を行うとともに、施設等の文化活動を発表・鑑賞する場を維持・管理していく必要があります。

施策の方向性

① 文化・芸術の振興

全ての市民が、生涯を通じて文化や芸術に親しむことで心豊かな人生を送り、地域社会や人とのつながりを深め、その学習成果を生かすことや次世代に継承することで、豊かな地域づくりが推進できる環境の整備とその活動の支援を推進します。

長岡京記念文化会館等の文化施設を活用し、市民が文化や芸術に親しみ、活動成果を発表できる場の提供と、長岡京芸術劇場等のイベント開催及び運営支援を行うことにより、優れた文化や芸術に親しむ機会の充実を図ります。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------------------|---|
| 長岡京芸術劇場推進事業 | 「長岡京芸術劇場」公演をはじめとした文化・芸術事業を推進します。また、「長岡京芸術劇場」公演に子ども向けの事業を充実することや、プロやアマチュア楽団との交流などにより、子どもたちが文化芸術に興味関心を持ち、活躍するまちづくりに取り組みます。 また、長岡京記念文化会館を拠点とした質の高い舞台芸術の提供と充実を図るとともに、記念文化会館の安定的な運営を目指し京都府(施設設置者)に対して会館の活用や維持・改修を求めていきます。 |
| 文化活動推進・支援事業 | 誰もが文化芸術活動に触れ、参加してもらう機会を確保・充実するため、文化団体への運営支援、連携等によるイベントの開催や、若年層・ファミリー層向けの企画、SNS 等を活用した周知、他分野との連携等々、活動の活性化や会員確保の取組に支援を行うなど文化団体への文化芸術活動を推進します。 また、障がいのある人もない人も共に楽しみ活躍できる場づくりに取り組みます。 |
| 公民館講座開設事業【再掲】 | 市民生活が潤いあるものとなるように、様々な学習ニーズ(子育て世代・若年層・高齢者)に対応した講座の検討・実施をします。 また、実際生活に関する学習課題を市民自らが企画者となり共に解決していく「市民企画講座」を実施します。 |
| 中央生涯学習センター事業【再掲】 | 人生100年時代を迎え、生涯学習社会への重要性が高まっています。幅広い市民の主体的な学びの場として、魅力的な事業展開を行います。また、学習機会や情報を提供する場として、中央生涯学習センターを適切に管理運営します。 |
| 各種団体サークル等活動支援事業【再掲】 | 公民館で活動しているサークルの活動紹介等を通じて、会員の確保や、公民館に来館し、活動する市民を増やします。 館内の発表会・パネル展示・広報紙に加え、LINE やデジタルサイネージなど新たな広報手段を活用し、更なる市民利用を呼び込みます。 |

基本施策(11) スポーツの振興

【実現したい学びの姿】

幅広い市民が親しめるスポーツ大会の支援や運動・スポーツができる場所の提供により、スポーツに関わる市民が増えています。

現状と課題

- スポーツには、体を動かすことから得られる体力や健康の増進に加え、地域コミュニティの醸成など、多面的な効果があります。本市では、市民が、運動やスポーツに親しむきっかけとなる市民大運動会、市民スポーツフェスティバルなどのスポーツイベントを開催しています。一方で、地域スポーツに関わる人達の高齢化によるマンパワーの低下や施設の老朽化の課題があります。今後は、「第2期長岡京市スポーツ推進計画」に基づき、「みんなもスポーツ心を！スポーツをする人、みる人、ささえる人 みんなでつなげる 長岡京」を基本理念に、市民一人ひとりのウェルビーイングと共生社会の実現を目指して、誰もが日常的に運動・スポーツを楽しむことができるよう、一人一人のレベルや志向、環境に見合ったスポーツ施策が求められています。

施策の方向性

① スポーツの振興

市民が、それぞれの体力や年齢、技術、技能、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現をめざします。市民、各種団体やスポーツチーム・アスリート等との連携を図りながら、スポーツ大会等の開催や総合型スポーツクラブ等への支援により市民にとって身近な地域においてスポーツに接する場や機会の充実、体力の維持向上に向けた取組を支援するとともに、老朽化が進むスポーツ施設の計画的な整備を推進します。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 総合型地域スポーツクラブ 推進事業 | 全小学校区で総合型地域スポーツクラブの設立を図ります。 |
| スポーツ交流推進事業 | <p>若葉カップ全国小学生バドミントン大会を通じ、競技力向上の機会と広域的な交流を深める機会を創出します。</p> <p>市民が身近な校区で運動・スポーツに親しめるよう、小中学校の体育施設を開放し、運動・スポーツのできる環境の確保に努めます。</p> <p>また、スポーツ少年団の育成やスポーツ団体連合会の活動の支援を図ることで市民のスポーツ実施率を高めます。</p> <p>魅力ある事業・イベントを継続していくために、新規事業の立上げ（ボッチャ大会など）や既存事業の見直しを実施します。</p> <p>また、障がいのある人もない人も共に楽しみ、活躍できるスポーツ環境を整えます。</p> <p>地域と連携して、ACP(アクティブチャイルドプログラム)事業の推進を図り、遊びや活動を通して、子ども体力の向上に取組みます。</p> |
| スポーツ施設環境の整備 | スポーツ活動の拠点である西山公園体育館やスポーツセンターの適正な維持管理や再整備を進めながら、多くの市民がライフステージに応じたスポーツを楽しむことができるよう、市民スポーツ活動の充実を図ります。 |
| 学校体育・スポーツ活動の推進（小・中学校）【再掲】 | 「全国体力・運動能力調査」の結果を分析し、子どもが運動することの楽しさを実感し、進んで運動する習慣が身に付くような、ICTなどを活用した体育の授業づくりの推進や地域人材の活用等を行います。また、部活動への大会出場に係る費用等の一部補助等を行い、部活動やその他の行事の充実に努めます。また、中学校部活動の地域展開について推進します。小学校の水泳授業は、順次、民間の指導員やプール施設を活用し、体力・泳力の向上を図ります。 |

基本施策(12) 文化財の保存・活用

【実現したい学びの姿】

文化財の適切な保存・整備が図られ、市民が地域の歴史文化に触れ、魅力を再発見することで、ふるさとに対する、愛着や誇りを育み、未来に継承されています。

現状と課題

一人一人が郷土への理解や愛着を深め、文化財や歴史文化を次世代に継承するため、文化財をより身近に感じる取組や適切な保存・整備が必要です。本市には、乙訓古墳群や長岡京跡など多くの貴重な文化財があります。アンケート調査(市民)によると、本市の歴史や文化遺産(文化財)については、「大切に次世代に伝えたい」の割合が約8割と高く、多くの人が本市の歴史や文化遺産(文化財)に関心を持っています。一方で、乙訓古墳群の公有化と保存・整備、埋蔵文化財発掘調査による出土遺物や歴史資料の保管場所の確保など、長期的な課題もあります。貴重な文化財を後世に継承していくために、子どもから大人まで多くの人々にその魅力を伝え、重要性を理解してもらうとともに、文化財の保存だけでなく、まちづくりなどへの活用という視点に留意し、令和4年度に文化庁の認定を受けた「長岡京市文化財保存活用地域計画」に基づき、総合的な保存・活用を進めていく必要があります。

施策の方向性

① 文化財の保存と活用

歴史資料展示室を通じて、文化財・歴史資料の価値や魅力を、デジタル技術を活用し、子どもにもわかりやすいよう発信していきます。歴史講演会や発掘調査体験など普及啓発事業も充実していきます。

また、総合的・計画的な文化財の保存・活用を進めるため、安定的な組織の整備(専門的人材の確保・育成、知識・技術の継承)を図ります。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|----------------|---|
| 総合的な文化財保存活用の推進 | 文化財保存活用地域計画に基づき、歴史資料展示室の運営及び充実、恵山古墳をはじめとする「乙訓古墳群」の保存・整備と一体的な活用、歴史資料の収集・調査・保存を推進します。 また、埋蔵文化財調査センター機能の移転・集約について検討します。 |



※イメージ

4 基本目標4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

基本施策(13) 家庭・地域・学校の連携・協働による教育の充実

【実現したい学びの姿】

家庭・地域・学校がそれぞれ連携・協働し、子どもたちの成長を見守る体制が充実できています。また、地域の中で安心して子育てしている保護者が増えています。

現状と課題

- 少子化や核家族化など、子育て家庭を取り巻く状況の変化により家庭での教育力の低下が懸念される中、学校と家庭、地域社会との連携・協力により、地域全体での教育を充実することが重要なっています。
- 本市では、保護者の子育てや教育に関する悩みや不安に対し、様々な支援等を行うことにより、家庭教育の支援に努めています。また、保護者間、また保護者と学校間の情報共有等、家庭同士の連携、学校と家庭との連携の取組を進めています。さらに、地域においては、子どもの見守り活動等の地域ぐるみでの育成活動を実施しています。
- 本計画策定時にとったアンケート調査(児童生徒)によると、地域の大人が見守ってくれていると感じる児童生徒は、自己肯定感が高く、自己肯定感が高い児童生徒ほど将来の夢、希望等の意欲や夢を持つ割合も高くなっていることから、地域との関わりは教育の面からも重要です。子どもたちが地域の中で、信頼できる大人たちと関わりを持つことで、自分自身の価値を確認し自己肯定感を高めるとともに、多様性を認める意識の醸成にもつながっていくことが期待されます。一方で、地域の人達の高齢化や後継者不足に加え、アンケート調査(教職員)からは、地域内での連帯感や家庭間のつながりの希薄化、地域行事における学校の地域への関わり方、精神的・時間的に様々な状況を抱え学校と連携しにくい保護者などの課題もみられています。
- 家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任のもと様々な機会で連携し、子どもたちの育ちについての目標を共有しながら、学校での地域の人材の活用(学校を核とした家庭・地域との連携)や、子どもたちが地域活動や行事に参加することで家庭・地域が一体的に子どもたちの育ちに関わる機会を充実することが重要です。

施策の方向性

① 地域ぐるみでの育成活動の推進

学校を支援する地域組織等を通じて、子どもたちが地域とふれあい、協力を得ながら成長していくことができるよう、時代に見合った学校・家庭・地域の連携・協働による取組を進めます。また、地域学校協働本部と学校運営協議会を一体的に推進し、地域や子どもをめぐる課題解決を図り、より効果的・継続的な活動となるよう引き続き支援していきます。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|------------|---|
| 地域見守り活動の推進 | 子どもの健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が、相互に連携を深め、子どもを守り育てる活動を支援し、明るく住みよいまちづくりを推進します。 |
| 地域学校協働推進事業 | 地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進します。放課後や週末に小学校の特別教室や体育館などでスポーツ・文化活動などの体験・交流機会を提供する「すくすく教室」、中学校で放課後学習、生徒の個別支援、部活動、図書室開室などを支援する「地域で支える中学校教育支援事業」など、地域住民が学校と協働して行う取組を推進します。ボランティアについて、効果的な募集と事業とのマッチングを進めます。 |

② 家庭教育への支援の充実

家庭の教育力を高めるため、発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて、親が学べる場を充実します。

また、親が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、地域の中に子育てを通じた交流の場をつくり、子育て家庭が孤立しないよう保護者に寄り添う地域での子育て支援に取り組みます。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 家庭教育に関する学びの機会の充実 | 子育ての責務や親としての役割、子どもとのかかわり方など、保護者が子育てに関して、学ぶ機会や交流の場を提供します。SNS 等を活用し、保護者や児童に効果的に広報・周知します。 |
| 教育に関する保護者相談体制の充実 | いじめ、不登校などの教育に関する相談のほか、子どもの発達や子育てに関する相談について、専門的な助言が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知を行います。 |
| 児童館子どもの居場所づくり事業(子育てサロン) | 子育て世代の不安感、孤独感を解消するため、子育てサロンなど子育て世代を支援する事業を継続的に実施し、また事業内容の見直しなどを行い、来館者同士の交流を推進します。 |
| 家庭における学習習慣の確立(小・中学校)【再掲】 | 学習習慣、生活習慣の形成に向けての、家庭との連携による取組を推進します。 |

基本施策(14) 子どもを健全に育む場の充実

【実現したい学びの姿】

子どもたちが、多様な場所において体験や交流など充実した時間を過ごすことで、健全に育っています。

現状と課題

- 子どもたちの健全な育成は、学校、家庭だけが担うものではないことは言うまでもありません。放課後における、地域社会でのさまざまな体験や異年齢の人たちとの交流は、思考力・判断力・表現力といった、これからの中社会を生き抜くために求められる資質や能力、豊かな人間性や社会性を身に付けるための重要な機会となります。また子どもたちとの交流を通して、子育て期以外の市民にとっても、地域社会への参加のきっかけとなり、自分自身の学びにもつながっていきます。
- 現在、本市においては、放課後児童クラブや児童館での活動、地域における文化活動やスポーツ活動、子供会活動などさまざまな活動が展開されています。
- 共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブの需要は年々増加しています。受け入れを拡大するための施設整備や、保育の質の向上に向けての取組が必要となっています。放課後の時間を子どもにとってより充実した時間とするため、スポーツや文化活動などが体験できる場所の拡充のほか、地域全体で連携し、子どもの健全な育成を推進するための居場所づくりに選択肢を増やす取組が必要となっています。

施策の方向性

① 放課後児童対策の充実

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、就労等により昼間、保護者が家庭にいない児童が生活や遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うことができる場として、保育環境の充実を図ります。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|--------------|---|
| 放課後児童クラブ育成事業 | 放課後の児童を対象に小学校敷地内で家庭に代わる安全な生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、施設の整備や効率的で質の高いサービス提供により、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。 |

② 体験・交流の場の充実

地域全体で子どもの健全な育成を推進するために、家庭ではできない貴重な体験やふれあいの場をつくることを通じて地域の協力者との連携を促進するとともに、児童館における集団での遊びのなかで子どもたちの協調性等を育むなど、地域における様々な体験・交流の視点をもった事業の充実を図ります。

| 主な取組・事業 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 地域学校協働推進事業【再掲】 | 地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進します。放課後や週末に小学校の特別教室や体育館などでスポーツ・文化活動などの体験・交流機会を提供する「すくすく教室」、中学校で放課後学習、生徒の個別支援、部活動、図書室開室などを支援する「地域で支える中学校教育支援事業」など、地域住民が学校と協働して行う取組を推進します。ボランティアについて、効果的な募集と事業とのマッチングを進めます。 |
| 児童館子どもの居場所づくり事業(子どもの遊び場等) | 児童館が子どもたちにとって快適な居場所となるよう、児童館事業の充実と、より安全な環境となるよう施設整備を進め、利用ニーズに沿った運営を行います。 |



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知と情報の発信

本計画の基本理念、目指す人間像の実現のためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのため、今後10年間の本市教育が目指すべき方向性とその施策について、ホームページ等さまざまな媒体を活用し、市民へわかりやすい説明と情報提供に努め、計画内容の周知を図ります。

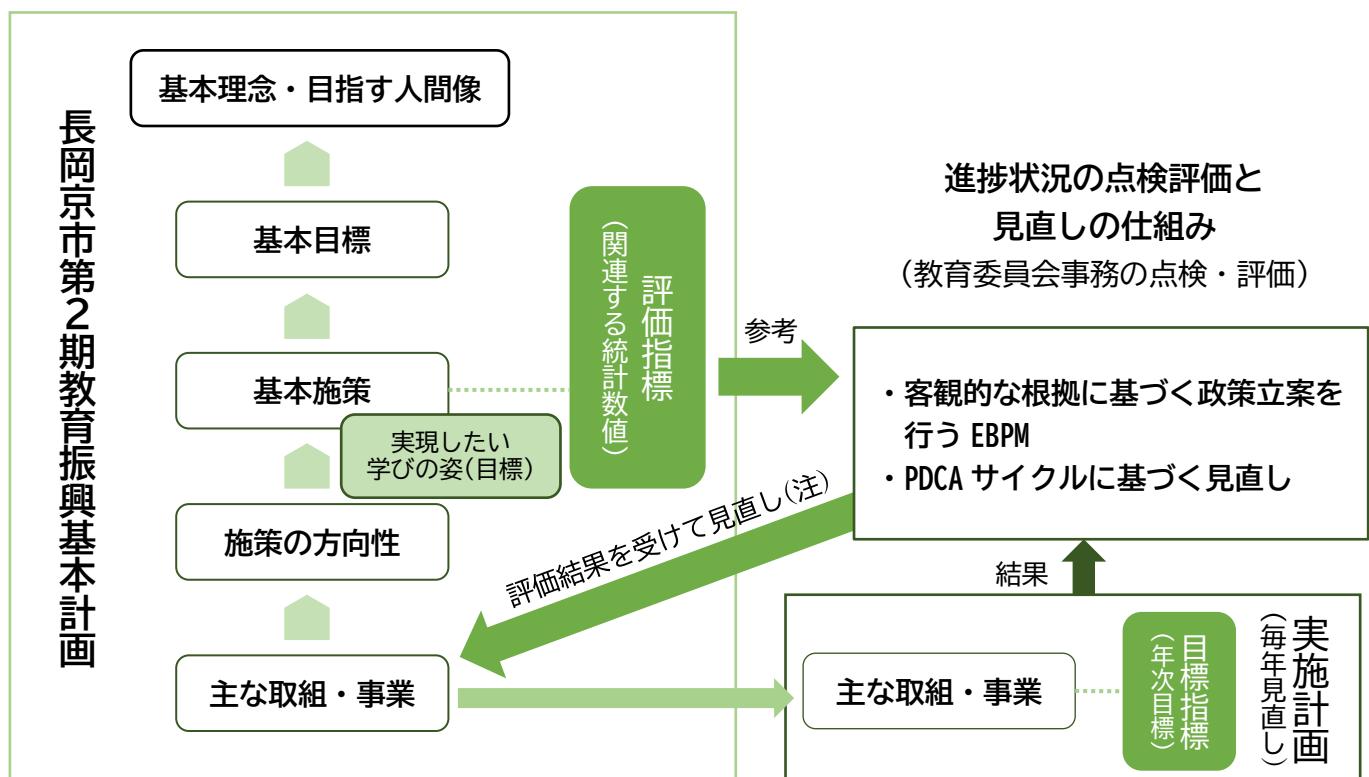
2 計画の推進と点検評価

本計画は、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

このため、施策に連なる「主な取組・事業」については、実施計画において年次的な目標「目標指標」を設け、これに基づき進めていきます。

そして、「目標指標」に対する結果と施策に関連する統計の数値「評価指標」の推移を評価し、客観的な根拠(エビデンス)に基づく政策立案(EBPM)と、より効率的・効果的な施策のマネジメントを行うPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づく見直しにより、計画の推進を図ります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各教育委員会は所管する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告し、広く一般に公表することとされています。この「教育委員会の事務の点検・評価」を通じて、本計画の進捗状況について毎年度点検を行い、市民に対する説明責任を果たしていきます。



(注)感染症、自然災害など不測の事態が生じた際にも学びを継続するため、これを踏まえた観点での事業展開や実施手法を検討し、実施計画を見直すことで、計画の推進を図ります。